

■とっておき！美しい都市の景観……………3

「倉敷館」倉敷市(岡山県)

■市長座談会……………6

世界遺産を活用したまちづくり

座談会出席市長 ●佐渡市長・渡辺竜五／日光市長・瀬高哲雄

富士宮市長・須藤秀忠／奄美市長・安田壮平

司会・コーディネーター ●中央大学名誉教授・細野助博

■市政ルポ 十日町市(新潟県)……………14

関係人口増大とにぎわい創造で図る新たな人流  
元気なまちの源泉はアートと地域資源の活用

■マイ・プライベート・タイム……………20

会津若松市の未来に向けて

会津若松市長 ●室井照平

■わが市を語る……………22

◆海・山・川の自然×デジタルで未来を拓くまち

由利本荘市長 ●湊 貴信

◆市民・事業者・行政のみんなで取り組む

「東京で子育てしやすいまち」

羽村市長 ●橋本弘山

◆「『だったらいいな』を叶える いけだ」

池田市長 ●瀧澤智子

◆人とながら、未来を創る

住みよさ日本一のまち・由布市

由布市長 ●相馬尊重

■これぞ！食のイチオシ 伊予市(愛媛県)……………30

■写真で見る都市の変遷〜今と昔の風景〜……………31

土岐市(岐阜県)



市政ルポ 十日町市(新潟県)

十日町市長 ●関口芳史

特集

# 特色のある条例制定で 地域課題を解決する

〔寄稿1〕地域課題の解決と政策規範の選択

鹿児島大学学術研究院教授 ● 宇那木正寛

〔寄稿2〕スクラップヤードに対する規制について

千葉市長 ● 神谷俊一

〔寄稿3〕「政策法務によるまちづくり」の推進

大府市長 ● 岡村秀人

〔寄稿4〕人間中心の行政DXを実現するために  
― 利活用とリスク管理の「両輪」で挑むマネジメントのアップデート―

神戸市長 ● 久元喜造

動き

■世界の動き／グローバルサウスで「親露派政権」が次々崩壊 拓殖大学客員教授 ● 名越健郎

■経済の動き／増加に転じた実質の手取り 名古屋外国語大学特任教授 ● 滝田洋一

■自治の動き／外国人と共生するまちづくり―全国知事会の提言に関連して

帝京大学教授(法学博士)・パーミンガム大学名誉フェロー ● 内貴 滋

■都市のリスクマネジメント

災害に備えた福祉的支援体制について  
〈社会保障審議会福祉部会報告書から〉

跡見学園女子大学教授 ● 鍵屋 一

■法令相談室から

令和7年を振り返って

全国市長会顧問弁護士 ● 松崎 勝

■時代を駆け抜けた偉人たち

鐵耕山人 富田鐵之助②④ 誠の一字

作家 ● 出久根達郎

■全国市長会の動き

■編集後記

35

36

39

42

45

48

50

52

54

56

60

62

64

## 世界遺産を活用したまちづくり



せとかてつお  
**瀬高哲雄**  
じつこう  
日光市長(栃木県)



わたなべりゅうご  
**渡辺竜五**  
さど  
佐渡市長(新潟県)



司会・コーディネーター  
ほその すけひろ  
**細野 助博**  
中央大学名誉教授



やすだ そうへい  
**安田壮平**  
あまみ  
亀美市長(鹿児島県)



すどう ひでただ  
**須藤秀忠**  
ふじのみや  
富士宮市長(静岡県)

世界遺産条約に基づき、「世界遺産リスト」に記載された、顕著な普遍的価値を持つ建造物や遺跡、景観、自然などを指す「世界遺産」。令和7年8月現在、世界遺産は文化遺産972件、自然遺産235件、複合遺産41件の計1248件がリストに記載されており、そのうち日本からは令和6年に登録された「佐渡島の金山」を含め、文化遺産21件、自然遺産5件の計26件が記載されています。登録を受けた地域では、保全・継承に力を入れるとともに、観光振興をはじめ、まちづくりに積極的に活用し、地域活性化を図っています。

座談会では、世界遺産の登録を受け、構成資産の保全・継承を進めながら、まちづくりに活用する渡辺・佐渡市長、瀬高・日光市長、須藤・富士宮市長、安田・亀美市長にお集まりいただき、各都市の世界遺産の特徴やまちづくりへの活用策、世界遺産登録がもたらした諸効果、現時点の課題、今後の展望などについて、幅広く語っていただきました。

(本文中の役職名・敬称は一部省略しています)

## わがまちの世界遺産

**細野** 本日は、厳格な世界基準に基づいた審査を経て、世界遺産に登録された都市の市長にお集まりいただきました。まずはそれぞれの世界遺産の特徴や、登録後のまちづくりの内容などについてお聞きしたいと思います。

**渡辺** 佐渡の鉱山開発は16世紀末から本格化



し、江戸時代には日本最大の金銀山として世界有数の産出量を誇りました。当時、海外では既に機械による採掘法が導入されていました。佐渡では採掘から精錬まで高度な手工業で行われ、独自の技術を磨いていきました。こうした伝統的な鉱山技術が高く評価され、令和6年、佐渡島の金山は世界文化遺産に登録されました。振り返ると、佐渡における登録運動は民間主導で始まりましたが、登録までに要した期間は、実に30年弱。この間、関係者のモチベーションの維持が大きな課題でした。

佐渡市は、順徳上皇や日蓮聖人、能楽を大成した世阿弥らが流罪となって流された地で、彼らによって都の風俗がもたらされました。そこに、鉱山の繁栄で、全国各地から多くの人々が集まるにつれて、町並みが整備され、各種なりわいが定着するとともに、島内各地で能や鬼太鼓などが演じられるようになりました。今でも日本の能舞台の約3分の1が市内にあるともいわれており、芸能が盛んです。近年は、世界遺産の登録を機に、鉱山の関連施設にとどまらず、この地で育まれた、伝統的な暮らしや文化を築しんでもらう観光施策に力を入れています。

**瀬高** 日光市は全国で3番目に面積が広い市です。日光東照宮をはじめとした伝統的な社寺のほかにも、ラムサール条約に登録された湿原や、奥日光の入り口に位置する中禅寺湖、東京の奥座敷と呼ばれている鬼怒川温泉をはじめとした温泉群、日本の近代産業の発展を支えた足尾銅山など、多くの観光資源が点在する、世界的に

知られた観光都市です。

中でも、市内を訪れる観光客の約6割もの人たちが足を運ぶのが、世界遺産エリアを含む日光地域です。日光山内にある、日光東照宮、日光山輪王寺、日光二荒山神社などの貴重な建造物群に加え、これらの建造物群を取り巻く、文化的景観までを対象にした遺産が、平成11年に関東地方で初めて世界文化遺産に登録されました。

日光市では、平成4年に世界遺産登録に向けた国の暫定一覧表への掲載を機に、まちを挙げた登録運動が本格化し、懸案だった日光山内地区の史跡指定など、そのプロセスを着実に進めてきました。登録の一報が入った際には、まち全体が沸き返ったと聞いています。昨年は登録25周年を記念した各種行事・イベントを実施したところ です。



## 手工業で行われた 独自の鉱山採掘・精錬技術が 高く評価され、世界文化遺産に 登録されました。



渡辺 竜五  
佐渡市長(新潟県)

**須藤** 富士山は、信仰の対象であるとともに、芸術の源泉として、日本人の自然観や日本文化に大きな影響を与えてきました。平成25年には、その文化的価値が認められ、「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」がユネスコの世界文化遺産に登録されました。

富士宮市は富士山の南西麓にある都市で、全国に1300余社ある浅間神社の総本宮「富士山本宮浅間大社」や、名勝・天然記念物にも指定されている「白糸の滝」など、世界遺産としての価値を証明する六つの構成資産を有しています。また、豊かな湧水や農畜産物、歴史文化を生かした魅力ある地域資源も多数存在しています。

富士宮市の中心市街地には、富士山本宮浅間大社、静岡県富士山世界遺産センターがあり、両施設を結ぶように、富士山の伏流水が湧き出る湧玉池を源流とする清流・神田川が流れています。富士宮市では、このロケーションを生かして、世界遺産にふさわしい品格のあるまちづくりを進めようと、「清流の美」「空間の美」「庭園の美」をコンセプトに居心地の良い心の癒やされる空間整備に取り組んでいます。

**安田** 琉球列島の四つの島々「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」は、多くの絶滅危惧種・固有種の生息・生育地であり、生物多様性上、重要な地域です。この点が評価され、令和3年、世界自然遺産に登録されました。奄美市は国内で唯一、世界自然遺産を有する市です。

環境省の主導で、奄美大島が国内の世界自然遺産候補地に選定されてから18年もの歳月を要し、延期勧告を受けるなど、大きな苦勞を伴いましたが、関係者の力を結集して、登録を実現させることができました。世界遺産を生かして、価値ある地域づくりを進める上でも、私としてはこの苦勞が意味があったと感じています。

登録後、奄美大島の5市町村と連携して「生



江戸時代に発展を遂げた佐渡の能文化。島内各地の能舞台でさまざまな演目が上演される(佐渡市)

物多様性地域戦略」を策定するとともに、以前から進められてきた外来種対策の継続、市内2カ所での自主ルールの設定・運用など、さまざまな取り組みを推進。令和6年には、特定外来生物・マンギースの根絶が宣言されたほか、希少な生物の個体数も順調に回復してきました。

また、世界遺産を生かした地域づくりをより活発に進めるには、多くの市民に世界遺産を身近に感じてもらい、自分事として関心を持ってもらうことも必要です。そこで、市長就任直後から、世界遺産の登録効果を地域振興に生かす方策などを公民で議論する「世界自然遺産保全・



交通渋滞が大きな課題。  
河川敷を開放した  
無料駐車場の開設をはじめ  
各種対策を進めています。

瀬高 哲雄  
日光市長(栃木県)

活用プラットフォーム」の創設にも取り組みました。

### 世界遺産の登録効果

**細野** 世界遺産に登録されたことで、どのような効果が表れているのか、お聞かせください。

**安田** 奄美市における最も大きな効果は、子どもたちの地域に対する誇り、愛着が深まったこととです。世界自然遺産の登録、奄美群島国立公園の指定などに向けて、これまで小中学校では、地域の伝統文化や自然、産業などを学ぶ郷土教育を、高校では、地域をテーマにした探究的学習を実施してきました。私が子どもの頃は、地元のことを学校で学ぶ機会はほとんどありませんでしたから、大きな進化です。

奄美大島には大学がないため、高校卒業後、多くの生徒が一度は島を離れます。しかし、こうした地元愛を深める教育は、大人になってから、経験を積んで地域に帰ってくる土台として大きな役割を果たすと期待しています。

**渡辺** 世界遺産を生かしたまちづくりを盛り上げていくためには、多くの住民に「役割」を持ってもらうことが重要だと考えています。佐渡市では、長らくトキの野生復帰に向けた活動を展開していますが、この活動で大きな役割を担っているのは、農家の皆さんです。

トキの野生復帰を実現するためには、餌場となる水田の環境を改善する必要があります。そこで、佐渡市では、「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度を設け、農薬や化学肥料を減らして農業を行う環境保全型農業の普及に取り組んだところ、多くの農家の皆さんに協力してもらったことができました。

農業と世界遺産は無関係と思われるかもしれませんが、そんなことはありません。江戸時代、全国から集まった人たちの食糧を確保するた



「日光の社寺」の門前町では、歩道拡幅、電柱地中化などの町並み整備を推進(日光市)

め、佐渡では鉾山技術を生かして、海岸段丘上に新田を開発し、多くの棚田が形成されました。かつて最後の野生のトキが生息していたのも島内の棚田です。その意味でも農業と世界遺産は密接につながっているのです。

**瀬高** 登録から四半世紀が経過しましたが、市内では観光関係者や市民が世界遺産の構成資産をベースに、観光資源を活用しながら、誘客活動などに懸命に取り組んでいます。また、構成資産の保全体制の整備に加え、ユネスコ協会を中心に「世界遺産環境調査」も継続的に実施しています。

## 世界遺産にふさわしい 品格のあるまちづくりを進めるため 中心市街地一帯の整備を 進めてきました。



須藤 秀忠  
富士宮市長(静岡県)

さらに、日光市では、長年にわたり「日光の社寺」の門前町において、町並み整備を進めてきました。これに伴い、美しくなった町並みや景観をどう活用して、まちづくりを進めるかという観点から、住民主体のワーキンググループ

による検討も重ねられ、まちづくり規範の作成なども進んでいます。

**須藤** 世界文化遺産に登録されたことにより、富士山が信仰や歴史、文化と深く結びついた存在であることが改めて認識され、市民の心の中に「自分たちが守り伝えていくべき価値ある遺産」という意識が広がりました。市民自らがガイドボランティアとして観光客を受け入れ、富士山の持つ信仰や歴史を伝えようとす

る動きが広がり、現在では全ての構成資産で活躍していただいております。また、市内の小中学校でも、総合的な学習として、児童生徒が地域に関心を持ち、各自で学習テーマを決めて、探究していく「富士山学習」を実施しています。さらに、地域が誇る世界遺産の「山」を巡る国際交流も進んでいます。令和7年には、世界最高峰の山エベレストを望むネパールのマンダン・デウプール自治体と世界遺産文化交流都市提携を締結し、交流を深めています。

### 課題をいかに乗り越えるか

**細野** 世界遺産を活用したまちづくりを進めるに当たって、どのような課題に直面しているのか、その解決に向けての対策なども教えてください。

**瀬高** 大きな課題は、交通渋滞です。大型連休



富士宮市の中心市街地を流れる清流・神田川と富士山(富士宮市)

や紅葉期など、一定期間に限られますが、主要道路は非常に混雑します。その対策として、日光市としても、河川敷を開放した無料駐車場の開設、渋滞情報のリアルタイム配信、交通渋滞が集中する日時を避けたオフピーク観光の推奨など、各種取り組みを進めています。

日光市では50年以上前に、路面電車が運行していた時期がありました。宇都宮市では、次世代型路面電車(LRT)を導入し、利用者数も着実に増加するなど、大きな成果を得ましたが、日光市でもかつて路面電車が走っていたスペースに専用レーンを設ければ、LRTの運行は可能です。観光客や市民の利便性を考慮すれば、こうした新たな公共交通システムの導入についても、将来的に検討する余地はあると考えています。

**安田** 外来生物への対策を進めた結果、アマミ



安田 壮平  
奄美市長(鹿児島県)

## 生物多様性の保存に向けて 島を挙げて外来種対策を推進。 希少な生物も順調に 回復しています。

ノクロウサギなど、希少な野生生物の回復が見られるようになった反面、近年は、ロードキル(野生生物の交通事故)防止を呼びかけているにもかかわらず、夜間のロードキルが増えています。また、逆にアマミノクロウサギによる農作

物被害も発生するなど、野生生物との共生に向けて、新たな課題も生まれています。

さらに、昨年は、国の天然記念物であるオカヤドカリを密猟し、許可なく持ち出そうとした事件も発生しました。運よく宿泊施設の関係者が気付き、迅速な通報で逮捕に至りましたが、罰則が軽いことから、同様の事件が再発する可能性があります。そのため、国にはより重い厳罰化を提案しています。

**須藤** 富士山は例年、冬季は登山道を閉鎖し、立ち入りが禁止されています。にもかかわらず、近年、あえて冬季の富士登山を強行する人もいて、けがや遭難事故が多発しています。法律上、救助費用は自治体が負担することになっていますが、ルールを無視した冬季の富士登山の抑制のためにも、救助費用については、当事者に自己負担を求める制度を導入するよう、静岡県知事や地元国会議員に要望しました。

また、富士宮市では、富士山の景観を阻害する大規模メガソーラーの設置を条例により規制しています。世界遺産の景観を守るため、全国の世界遺産を持つ自治体の皆さまにも共通する課題として取り組んでいただく必要があると思います。

**渡辺** 平成16年に市町村合併で佐渡市が誕生する前は、島内に10市町村がありました。かつてはトキの野生復帰運動に関しても、また、世界遺産の登録運動においても、熱心に活動するのは島内の一部自治体に限られるなど、温度差があったのも事実です。そこは大きな課題でした

が、佐渡市としての一体感が増すにつれて、島を挙げた運動に変わっていききました。

実際、近年は世界遺産の盛り上がり背景に、市内各地で新たな活動や取り組みが見られるようになっていきます。令和6年には、佐渡金山より産出する酸化鉄を含む赤土である「無名異土」を用いた焼き物「佐渡無名異焼」が伝統的工芸品の指定を受けたほか、江戸時代に金銀の積出港として整備された小木町が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されました。

また、旧三井物産の初代社長となった益田孝のひ孫の方が、佐渡の再生を目指す人材育成の



奄美市とNPO法人ゆいむすび実行委員会との共催でビーチクリーンの活動を実施(奄美市)

「佐渡塾」を立ち上げたり、夜の海をライトアップして楽しむマリナーアクティビティ「ナイトSUP」の事業化を進める若者も出てきたりと、新しい試みにチャレンジする人も出ています。こうした活動をしっかりと応援していくのも、市の役割だと考えています。

**瀬高** 実は、日光市では登録から四半世紀が経過していながら、まだ世界遺産センターを設置できていません。現在、公共施設の統廃合を進めている中で、新たにセンターを整備するのは

ハードルが高いのも事実で、これも大きな課題です。皆さんの都市では、既にセンターを設置していると思いますが、何かアドバイスをいただけませんか。

**須藤** 平成29年に、静岡県が市の中心市街地に「静岡県富士山世界遺産センター」を設置しました。世界的建築家・坂茂氏による設計で、建築的にも評価が高く、令和6年には来館者150万人を達成するなど、市の観光振興に大きく貢献しています。

**安田** 奄美大島では、世界遺産登録の翌年の令和4年に「奄美大島世界遺産センター」を開設しました。整備自体は環境省が行い、環境省・県・島内5市町村で構成する管理運営協議会が費用と人員を分担して運営しています。

**渡辺** 佐渡市では、国の補助金を受けて、市が「佐渡金銀山ガイダンス施設 さらりうむ佐渡」を設置しました。佐渡金銀山や地域文化の魅力が分かりやすく紹介されて、訪れた人には大変好評ですが、鉱山エリアから離れた地域に立地しているため、全ての観光客がこのガイダンス施設に足を運ぶわけではありません。その意味では、設置場所が非常に重要だと思います。

### 世界遺産を生かし、より魅力のあるまちへ

**細野** 最後に今後の展望をお聞かせください。

**瀬高** 日光市では令和元年度から毎年のように、ふるさと納税の寄附額が最高額を更新しており、令和6年度は13億円を突破しました。返礼品は、市を訪れる際に利用可能な食事券や旅



行クーポン券など、観光関連商品が人気です。冒頭に申し上げたように、日光市には有名な観光地が点在しています。特に、奥日光エリアは高級ホテルが進出するなど、人気が高まっています。世界遺産都市の知名度も生かし、ふるさと納税を上手に活用しながら、より観光に磨きをかけ、「稼げる」まちをつくりたいです。

**須藤** 富士宮市は、富士山の湧水をはじめ、素晴らしい自然に囲まれています。また、その湧水を用いた四つの酒蔵が市内で営業しており、



細野 助博  
中央大学名誉教授

いずれも日本酒の鑑評会で金賞を受賞するなど、高い評価を受けています。富士宮市では、こうした資源を生かして、観光を盛り上げていきたいと考えていますが、大きな問題がありません。それは、市内に宿泊施設が少ないために、通過型観光になってしまっていることです。

そこで、富士宮市では、独自の補助制度を設けた上で、中心市街地への宿泊施設の誘致に取り組んでいます。既に駅前には建物1棟を貸し切るヴィラタイプの町屋型宿泊施設の建設が決定しました。併せて、今後は集客施設の整備・誘致にも力を入れていく計画です。

**安田** 奄美市はこれまで夏を中心に海の観光が中心でしたが、森や山などのアクティビティも充実させて、季節を問わず誘客していきたいと考えています。特に、奄美市の山林には、この島でしか見られない、希少な生物が多数生息しています。ぜひ、ガイドの皆さんと散策を楽しんでいただきたいですね。

また、島内には奄美群島でしか製造されてい

ない奄美黒糖焼酎、伝統的な織物である本場奄美大島紬<sup>つむぎ</sup>など、魅力的な文化も息づいています。酒蔵ツーリズムや機織り体験など、地域の文化、産業を体験できるメニューも増やしていきたいです。さらに、観光客も巻き込みながら、外来生物の駆除活動や、ビーチクリーンをはじめとした環境保護活動も展開したい。生物多様性や環境に配慮したライフスタイルについて、共に考え、行動するきっかけとなるような観光・交流体験を提供できればと考えています。

**渡辺** 近年、働き方も大きく変わり、どこにいてもオンラインで仕事ができるようになりましたよね。こうした世の中の流れに合わせて、ぜひ交流人口、関係人口を呼び込み、佐渡市で暮らす豊かさを実感してもらいたい。そのためにも、地域のファンづくりは重要です。

その一環として、佐渡市では民間企業と連携して、未就学のお子さんを地域の保育園に通わせながら、家族で1週間から2週間ほど市内に滞在し、佐渡の文化を楽しんでもらう「保育園留学」を始めました。また、市直営の金井能楽堂では、芸能の鑑賞に加えて、実際に能舞台上がって能や鬼太鼓の体験ができるプログラムも始めました。このような取り組みを通じて、多くの人たちに佐渡で暮らす豊かさを実感してもらい、二地域居住や移住、定住につなげていく。そうした地域づくりに挑戦していきたいと考えています。

**細野** 本日は、世界遺産をてこにして、いかに効果的なまちづくりを進めていращしゃるのか



について、お聞かせいただきました。各市長のお話から、世界遺産は地域資源を再発見し、それを磨き上げるよい契機になっていること、さらに、行政と市民、観光客が共に手を取り合っ

てまちづくりを進める、よいきっかけにもなっていることがよく分かりました。今後も、市民や観光客を含め、さまざまな主体と連携して、まちの魅力を高めていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。  
(令和8年1月27日、全国都市会館にて開催)

本コーナーは隔月掲載となります。次回は5月号に掲載予定です。

# 関係人口増大とにぎわい創造で 元氣なまちの源泉はアートと地域資源の 利活用

豪雪地帯の宿命を強みに変換  
構築された豊かな雪国文化

新潟県南部に位置し、市域の一部が長野

県と接する十日町市は、平成17(2005)

年4月1日、旧十日町市(昭和29/1954

年市制施行)と旧中魚沼郡川西町および中里



令和7年11月1日に開催された「新市誕生20周年記念式典」(越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」にて)



松之山地域の丘陵地帯に広がるブナ林はその美しさから「美人林」と呼ばれている。四季折々の劇的な変化が観光客に大人気だ(写真は春景色)

村、旧東頸城郡松代町および松之山町の1市3町1村の合併により、新生十日町市としての歩みを開始した。昨年(令和7/2025年)4月1日には、新市の誕生20周年の節目を迎えている。

平成17年の合併の結果、十日町市の面積は約590km<sup>2</sup>となり、旧十日町市の約2.8倍にまで拡大。東京23区を含む全国815市区のうち108位に相当する広さだ。

人口については昨年12月31日現在で4万5992人(住民基本台帳/外国人居住者も含む)。現十日町市エリアの人口は、今から76年前、昭和25(1950)年の10万4318人がピークで、平成17年の合併時は6万2058人だった。

高齢化率は松之山地域で57.7%、松代地域で50.1%に達し、市域全体の平均でも令和2(2020)年の段階で39.9%と、県内2番目の高さで推移している(高齢化率は【第3期十日町市人口ビジョン/令和7年

せきぐちよしふみ  
関口芳史  
十日町市長

3月策定)より。

十日町市の人口面におけるこうした現況は、少子高齢化および人口減少、過疎化などの観点から「日本の近未来の様相を映し出す鏡」ともされる。一方ではそうした状況をね返すべく、多彩な地域振興施策・事業が実施され、元氣なまちづくりへの成果を挙げつつあることから「高齢化先進都市」とも評される。

実際、十日町市においては、人口減少や



雪の壁の中を歩く小学生たちの登校風景。雪国十日町の昔から変わらない、これも原風景の一つ



信濃川の河岸段丘を覆う純白の雪景色。十日町の冬の原風景の一つだ



うんどう広場・あそび広場・会議室・多目的室などで構成される十日町市児童センター「めぐらんど」は、厳冬期にも遊べる小学生以下が対象の通年施設



廃校となった小学校を活用した「雪原学園」は、グランピング&キャンプを通じて、雪国の冬の暮らしを模擬体験できる交流拠点の一つだ

また、第三セクター・北越急行(ほくほく線)の十日町駅前から市役所周辺に至る中心市街地では、雪下ろしのしやすい急傾斜の屋根を持ち、1階がコンクリート造りで玄関が2階部分にある独特

十日町市および魚沼地方の豪雪ぶりは、十日町市の毎冬の除雪事業の予算が約20億円〜30億円に達し、そのうち市の負担分は約10億円〜20億円に上るとい

う例を挙げただけでも明らかだろう。十日町市における近年の年間予算規模(一般会計と特別会計の平均的な合計)は500億円弱で推移しているが、年間土木予算の3割〜5割が除雪事業に費やされていることになる。ちなみに、本年2月2日11時現在、気象庁の発表では十日町市の積雪深は251cm。十日町市を含む魚沼地方のひと冬の平均的な最大積雪深は約200cmとされるが、早くもそれを上回っている。降雪量の総計は7m〜13mにまで及ぶことも珍しくない。本稿掲載号が発行される頃(本年3月初旬)には、十日町市および魚沼地方の積雪量はどれほどになっていることだろうか。

十日町市の豊富な地域資源を象徴するのは「豪雪」だ。周知の通り、十日町市の位置する魚沼地方は、日本有数の米作地帯であると同時に「名にし負う豪雪地帯」としても知られてきた。

取材日は令和7年11月25日で、今冬の初雪は例年より若干早めの11月18日だった。その後は降らなかつたようだが、最初に訪れた松代地域の日陰では、20〜30cmほどの残雪が見られた。

成功している。新たなにぎわいを創出することに成功している。

水を随時噴出し、道路の雪を溶かす「消雪パイプ」の試験も、11月12日付「十日町市公式インスタグラム」によると、駅周辺や中心市街地で既に開始されていた。

高齢化が目立つ形で進む半面、近年、子育て支援やUターン・Iターンの推進など地道な努力とともに、現状で考え得る限りの豊富な地域資源(財産)を活用した多彩な地域活性化施策・事業を実施することにより、後に述べるように、

な様式の「高床式・落雪式住宅」の1階の窓などが、既に板で覆われている様子が見られた。庭木にも雪よけの板や棒などの「雪囲い」がなされ、寺院の山門前や境内にたたずむ地藏尊も、頭部が手作りのかわいい防寒頭巾で守られていた。



11月下旬の十日町市はこのように、冬本番に向け、早くも「準備万端」の様相を呈していた。そして、こうした町並みに身を置いたときに改めて想起されるのは、江戸時代後期の名著「北越雪譜」(鈴木牧之・著)のことだ。



近代以前の織物産業を底辺から支えたのは雪国の農家の人々。織物は田畑が雪に覆われた冬の重要な収入源でもあった(十日町市博物館TOPPAKU)

『北越雪譜』には十日町市も含む魚沼地方(鈴木牧之は十日町市に隣接する現南魚沼市塩沢に在住した縮仲間商・質屋)に暮らす人々が、雪に圧倒されつつも雪を懸命に活用し、あるいは雪に生かされる暮らしを通じて、地場産業から子ども遊びに至るまでの豊かな《雪国の生活文化》を構築してきた様子が活写されている。

実際問題、産業面に焦点を絞れば、現代においても工業製品の製造から、米作り、酒造り、野菜づくりなどに至るまで、冬季に降り積もった雪が生み出す雪解け水や雪解け水から生成される地下水の利活用を抜きには、語るができない。

魚沼地方のもう一つの伝統産業「越後上布(奈良時代から生産されてきた高級麻織物／重要無形文化財)」や「越後縮」、さらに「絹織物」などの織物産業も、その発展史には雪が重要な役割を果たしてきた。越後上布の仕上げ作業には、かつて雪の上で天日にさら

す「雪さらし」が不可欠だった。また、空気が乾燥しやすい冬季も、積雪が適度な湿気をもたらすため、加工の際に切れやすい絹糸を切れにくくさせる効果を発揮するなど、雪は絹織物の産地としての十日町市の強みをも支えてきた。

冬季に蓄積された雪は雪室に保存することで、天然の冷蔵施設ともなる。その技術は時代とともに進化しながら継承され、現在では米などの農産物や酒の保存だけでなく、クリーンな冷熱エネルギーとしての多彩な活用もなされている。

近代以前における米や酒、織物などの特産品を運ぶ水運の大動脈としての信濃川の重要性は言うまでもないが、それを支えたのも、大量の降雪がもたらす、年間を通じての豊かな水量だった。

十日町市で大正時代に創業された老舗の着物メーカーを営む家に生まれ、同社への勤務経験を持つ関口芳史十日町市長(平成21/2009年5月に就任、昨年5月から5期17年目)も、見方によっては宿命とも捉えられるがちな豪雪を「少しずつ生活の糧とし、世界に誇れる雪国文化を構築してきた先人たちの努力と英知、豊かな発想力には、改めて感服せざるを得ません」と語る。



縄文遺跡「笹山遺跡」から出土した5000年前の国宝・火焰型土器(新潟県笹山遺跡出土深鉢型土器/十日町市博物館)

### 日本遺産と「大地の芸術祭」が示す雪国・十日町市のモノとコト

十日町市をはじめとする魚沼地方の豊饒な雪国文化は今日、《日本遺産／究極の雪国とおかまち 真説!豪雪地ものがたり》のストーリーとそれに関連する各種取り組み、3年に1度開催される世界最大級の国際芸術祭《大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ》(以下、大地の芸術祭／開催地は十日町市および隣接する津南町)の基本理念「人間は自然に内包される」などに集約・シンボライズされ、新たな息吹の生成とともに、多彩に発信されている。

それは同時に、関口市長が就任以来の一貫したマニフェストとして掲げる「Uターン・イターンの推進」「怒涛の人の流れの創

# 十日町市

市 政 ル ポ

(新潟県)

出]「脱炭素社会のトッパー」を目指し、実現するための源泉・原動力ともなっている。

「物事には良いところも悪いところも両面ある訳ですが、十日町市や魚沼地方に関していえば、それを象徴するのが『豪雪』なのです。そして、良いところというのは、得てして地元の人々には見えにくく、マイナスの部分ばかりが目についてしまうのではないのでしょうか。長い歴史の結果に培われてきた十日町市および魚沼地方独自の雪国文化も、地元ではあまり自慢できるものではないと考える傾向が比較的最近までありました。過疎化の急激な進展などの影響もあってか、地域全体が少々自信を失っていたのだと思いますが、外部の人に地元の良いところを褒められると、ようやく、『ああ、そうだったかな』と気づいて、自信が少し回復する。

私自身、Uターン組の1人で、地元への客観的な視点を比較的持っていたせいか、子どもの頃に離れた十日町市に、平成7(1995)年に22年ぶりに帰ってきた当初は、周囲の人たちと話していてそのことを常に感じていました。今日では国際的な評価をいただいている『大地の芸術祭』も始まっていませんでしたし、心ある人たちも現状のままではダメだと思いつつ、活気を失っていく地元に向けた有効な打開策を見いだせないでいたのだと思います(関口市長)

関口市長は十日町市に生まれたが、中学生の時に東京に転出。家業の着物メーカーの東京出張所で生活しながら、東京の中学・高校・大学を卒業後、大手証券会社に就職。同社のイギリス現地法人への出向などを経て、平成7年に「父や兄弟が亡くなり、母親が一人になってしまったので帰郷し、家業に従事(関口市長)することになった。市町村合併の3年前に当たる平成14(2002)年3月に退職するまで、地元青年会議所の活動などを通じ、まちづくりにもさまざまな形で関わるようになった。そして、家業の着物メーカーを退職後の進路は、旧十日町市の助役だった。



大地の芸術祭企画展「こたえは風に吹かれている」

Photo by Nakamura Osamu

「当時の十日町市長のお誘いによるものでしたが、平成17年春の市町村合併に伴う市長選挙で、その市長さんが落選したことから、私も失職ということになりました。しかし、数カ月後には、三条市の当時の市長からお声がけをいただき、三条市の収入役に就任することになりました。三条市では2人の市長の下で、平成20(2008)年まで3年間にわたり収入役を務めました(関口市長)

「生き馬の目を抜く」とも表現される大手証券会社への長年にわたる勤務を経て、家業を手伝うべく帰郷してから14年目の平成21年4月、関口市長は十日町市の市長選挙



「大地の芸術祭」に出品された野外常設のアート作品や新緑、美しい棚田の景色を眺めながら行われる「越後まつだい春の陣トレイルランレース」



農舞台と花咲ける妻有

Photo by Nakamura Osamu



マ・ヤンソン/MADアーキテクト「Tunnel of Light」(大地の芸術祭作品)

Photo by Yamada Tsutomu

に初出馬して当選。前述のように5期17年目の現在に至っている。

「自治体の助役や収入役、ましてや、ふるさとのまちの市長になるなど、帰郷した当時は全く想像もできませんでした。しかし、まちづくりへの参画や、助役・収入役としての6年間の行政経験を経て、周囲の勧めもあり、市長選に挑戦する覚悟を決めました。

マニフェストの基盤については、多少の表現の違いがその時々であるにしても、十日町市の持続可能な近未来を実現するために『Uターン・イターンの推進』『怒涛の人の

国文化』の存在とが、土台としての役割を果たしているように思われる。

### 「大地の芸術祭」から派生する 交流・関係人口の新しいカタチ

「日本遺産」の認定要件でもある、雪国ならではの昔からの生活の知恵や工夫、豪雪地だからこそ発展した産業などについては既に概略を述べた。十日町市の魅力のもう一つの発信源となっている「大地の芸術祭」は、地域の魅力を発掘し直し、地域の人々の自信と誇りを再醸成する手段としての

アートの役割と無限の可能性を示したという意味においても、画期的な役割を果たしている。

「大地の芸術祭」の後に誕生し、現在「日本の三大トリエンナーレ(総合ディレクターはいずれも北川フラム氏)」として、「大地の芸術祭」と同様、3年に1度ずつ開催されている「瀬戸内国際芸術祭」(四国側の高松港、本州側の宇野港とその間に点在する瀬戸内海の島々で開催)および「奥能登国際芸術祭」(石川県珠洲市全域で開催)が、やはり国内外から毎回多くの人々を引き付けているのを見ても分かるように、「大地の芸術祭」は現代のまちづくりの重要コンテンツ「アートのまちづくり」のまさに先駆けである。

ちなみに、これまで9回開催された「大地の芸術祭」の入込客数は平均で40万人以上。直近の第9回展(令和6年)は約4カ月の会期中に約55万人の交流人口が見られた。

さらに回を重ねるごとに地域に蓄積されるアート作品の数は会期中の記憶と共に増えていき、新たな地域財産となっていく。その循環は、大地の芸術祭がある限り、エンドレスに続くことだろう。

しかし、それと同等、あるいはそれ以上に重要と思われるのは、「芸術祭にさまざまな立場から関わる人々の数が増えるとともに、市民の間に蓄積されていく地域愛や、外部から訪れるアーティストをはじめとする関係者、さらには増加し続ける来訪者と、

# 十日町市

市 政 報

(新潟県)



担い手のない棚田を維持しながら、地域振興や大地の芸術祭の運営にも関わるために移住してきた女子サッカー選手たちで構成される「FC越後妻有」は全国的にもユニークな実業団チーム

市民との交流が生み出す化学反応」(関口市長)だ。

そういう意味合いからも、「大地の芸術祭」から誕生した女子サッカーの実業団チーム「FC越後妻有」の存在は、「大地の芸術祭」から派生した「関係人口および移住・定住人口の創出のための新たなカタチ」ともいえるべき、ユニークな事例の一つといえる。

「FC越後妻有」の存在は確かに、移住・定住の形態として、いろいろな意味でユニークです。彼女たちは、元々は『なでしこリーグ』への参戦を目標とする実業団の女子サッカー選手です。同時に、十日町市の地域財産である棚田(まつだいの棚田バンク)を維持する、農の担い手として全国から移住して

きた就農者でもあります。また『大地の芸術祭』が開催されるときにはスタッフの一員として機能し、日常的には地域イベントなどへの参加を通じて地域の振興に寄与する、地域おこし協力隊的なミッションもこなしています。つまり、サッカーと農業、地域振興を職業とする実業団チームへと、多彩に進化してきています。

このプロジェクトは『大地の芸術祭』をキッカケに派生したのですが、全国に数ある『担い手のいない里山』の環境を維持するための、モデルケースにもなり得る取り組みと自負しています(関口市長)

さらに、十日町市は日本遺産の認定を受けた令和2年に、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の宣言もしている。

これまで述べてきたような、先人たちが培った「雪国文化」をバージョンアップしながら継承し、豪雪地の里山の環境を独自の手法で積極的に維持・活用する現況の態勢こそは、そのままゼロカーボンシティやSDGsへの各種の取り組みにも有効で、なおかつ持続可能な近未来に続く道筋といえるのではないだろうか。

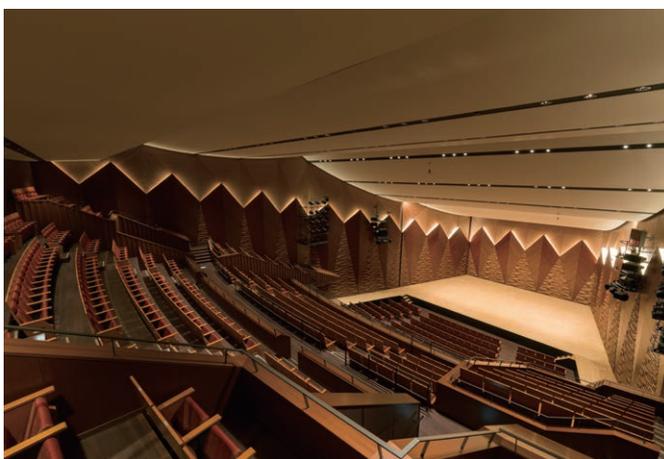
ちなみに、アートによるまちづくりの先鞭ともなった「大地の芸術祭」が持つ地域振興における革新性が評価され、令和3(2021)年には、日本経済団体連合会が推進する地方創生の取り組みである「地域共

創アクションプログラム」の連携先の一つとして「大地の芸術祭実行委員会」が選定されている。

雪国の伝統的な暮らしの現代的ブラッシュアップ、アートを通じたまちづくりの推進による地域の魅力発信、多彩な手法による関係人口と移住・定住人口の拡大など、十日町市の多岐にわたる活性化施策が「Uターン・イターンの推進」「怒涛の人の流れの創出」「脱炭素社会のトップランナー」という目標を、これからさらにどのような推進力を付加しつつ、実現させていくのか。

大きな期待と共に、今後の推移・発展を待ちたい。

(取材・文：遠藤隆／取材日：令和7年11月25日)



芸術・文化振興の拠点施設・文化ホールと中央公民館機能が合体した「越後妻有文化ホール・十日町市中央公民館「段十ろう」」は、中心市街地にぎわい創出のための交流施設

# 会津若松市の未来に向けて

あいつわかまつ  
会津若松市長(福島県) **むろいしょうへい**  
室井照平



## 大自然とスポーツに育まれて ―市長就任までの歩み

幼少期から生き物への強い興味を持ち、昆虫図鑑を擦り切れるまで何度も読み返しては、魚や虫を捕まえるために網とバケツを手に近所を駆け回っていました。思い返せば、自然と向き合いながら育まれた探究心は、私のその後の人生の土台となっています。



鶴ヶ城を望む市長室からの風景

小学生の頃は、クラスの野球チームで活動していましたが、中学校へ進学後は、体力面を心配した両親の勧めでテニス部に入部しました。結果的に、私にはテニスに向いていたのか、市内大会では個人・団体共に優勝を果たしました。高校入学後もソフトテニスを続け、県総体優勝、東北大会準優勝、全国インターハイではベスト32という成績を収めることができました。部活動に打ち込む一方、冬季は学校の図書館に引きこもって多くの書籍に触れ、家業が商売を営んでいた影響から、経済分野への関心を深めました。

大学進学を機に生まれ故郷である会津を離れ、県外の金融機関に就職しましたが、家業承継のため、就職後2年余りで帰郷しました。以降、平成6年に会津青年会議所の理事長を務めた後、平成11年から市議会議員2期、平成18年から県議会議員1期を経て、平成23年に会津若松市長に就任し、早いもので、現在4期目の折り返しを迎えました。

会津若松市には、多くの先人が築いた絆により、全国各地にゆかりのある自治体がありますが、私自身、市長として交流を重ねるたびに、その歴史と文化の重みを実感しています。

令和7年5月には、長年の念願であった市役所新庁舎が多くの皆さまの

お力添えの下完成の運びとなり、会津のシンボルである鶴ヶ城を望む環境の中で、日々、市政と向き合っています。

## 忙しい日々を支える健康管理習慣

市長として忙しい毎日を乗りきるため、私は自分自身の身体の状態を把握することを大切にしています。具体的には、スマートフォンでの健康管理アプリを活用して、体重や血圧、体脂肪率、内臓脂肪レベル、BMIなどを定期的に計測し、数値として「見える化」することで、日々セルフチェックを行っています。

食生活の面では、朝食を1日の活力の源と考え、必ずしっかりと取るよう心掛けており、昼食は適量、夕食は高カロリーなものを控えるようにし、間食も極力しないようにしています。減塩にも意識を向け、例えば、サラダとコロッケを一緒に食べるなど、ちょっとした工夫を取り入れています。出張時には立ち食いそばを利用することも多いですが、スープは飲み干さず、残すようにしています。また、十分な睡眠時間の確保にも努めており、比較的規則正しい生活を送っています。

さらに、なんといっても1日を締めくくると会津の日本酒の適量(?)の晩酌です。仲間や家族と味わう会津の日本酒は、1日の疲れをしっかりと癒やしてくれます。福島県の日本酒は、令和7年、全国新酒鑑評会



「鶴ヶ城ハーフマラソン大会」でのひとコマ

において、金賞受賞歳数が3年ぶりに日本一となりました。このような上質の日本酒を醸した酒蔵と、晩酌を通じた対話を楽しんでいます。

運動面では、令和7年、古希を迎えましたので、年齢と向き合いながら無理なく体を動かすよう心がけています。市役所では、市長室のある4階まではエレベーターを使わず、毎日息を弾ませながら、一生懸命階段を上り下りしています。また、中学生の頃に始めたテニスを現在でも続けており、市役所のテニスクラブで月に数回、汗を流しています。さらに、毎年10月に本市で開催されている「鶴ヶ城ハーフマラソン大会」には、市長就任以降、必死に体調を整えながら、毎年欠かさず参加しています。令和7年は5kmの部にエントリーし、沿道の皆さまの温かい声援に支えられ、無事完走することができました。

### 選ばれるまちを目指して

会津若松市は、東北地方・福島県西部に

位置し、磐梯山や、令和7年にラムサール条約湿地へ新規登録された猪苗代湖に代表される豊かな自然と歴史と文化が息づく都市です。産業面では、観光業や農業、電子精密機械産業に加え、情報通信技術（ICT）関連産業の集積が進んでいます。また、平成5年に日本初のICT専門大学として開学した会津大学の存在は大きな特色の一つです。

一方で、本市は他の多くの地方自治体と同様、人口減少という深刻な課題に直面しており、特に、出生数の減少や若年層の転出超過が続いています。こうした状況を踏まえ、本市では、平成25年より、「スマートシティ会津若松」を掲げ、ICTを活用した雇用創出や人口の維持、地域経済の活性化に取り組んできました。

また、地域の魅力を積極的に発信するため、シティプロモーションにも力を入れており、本年2月、北海道札幌市で開催された「さっぽろ雪まつり」では、鶴ヶ城の大雪像を制作・展示し、多くの方々に本市の魅力を発信してきました。

本市には歴史や文化をはじめとする素晴らしい地域資源がありますが、住み続けていると、こうした強みが当たり前になってしまう、その価値を見失いがちです。市民の皆さまからは、「映画

館やデパートがない」といった声をいただきますが、私は「ないもの」に目を向けるのではなく、豊かな地域資源の価値を再認識し、地域への誇りである「シビックプライド」を持つてほしいと強く言い続けています。

人口およそ11万人の小さな地方都市ではありますが、山積するさまざまな課題に正面から向き合いながら、市民の皆さまとの協働の下、選ばれるまちの実現に向けて、これからも挑戦を続けていきます。



「さっぽろ雪まつり」で制作された大雪像

# わが

## 海・山・川の自然 × デジタルで 未来を拓くまち

### 20周年を迎えた由利本荘市

由利本荘市は、秋田県の南西部に位置し、西を日本海に接し、南に鳥海山、東に出羽丘陵を望み、中央を1級河川子吉川が貫流して



鳥海山と田園風景

日本海に注ぐ、海と山と川の美しい自然に恵まれた地域です。海では海水浴、山では登山やスキー、川ではボートやカヌーと、自然を生かしたさまざまなアクティビティもお楽しみいただけます。藩政時代は、亀田藩、本荘藩、矢島藩の三つの藩領としてそれぞれ岩城氏、六郷氏、生駒氏が統治し、史跡や祭事など歴史の息吹が現在に伝わっております。平成17年に旧本荘市とその周辺の7町(矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町)が合併し由利本荘市となり、令和7年に市制20周年の節目を迎えました。本年度は、「市誕生20周年記念式典」のほか、「NHKのど自慢」や「夏巡業大相撲由利本荘場所」などの記念事業を開催し、この後「松平健マツケンサンバコ

ンサート」も予定されております。

本市は、本荘ごてんまりや本荘こけしなどの工芸品や、四つの酒蔵が生み出す銘酒の数々、秋田由利牛などの特産品を有するほか、鳥海山を核とした観光誘客にも力を入れております。また、鳥海山麓では「鳥海ダム」の整備が進められており、治水・利水はもとより、新たな観光拠点としての機能も期待されております。

### 本市の持続可能性を高める 施策展開

本市では「DX推進計画」を策定し、これまで自治体DXへの取り組みを積極的に進めてきました。本市は1209・59km<sup>2</sup>という広大な面積を有することから、DXの促進による恩恵を大きく享受できると考えております。



移動市役所

市役所窓口でのキャッシュレス化やデジタルスポットの設置、通信機器などを備え証明書発行や遠隔相談のできる車両が集落を回る「移動市役所」の運行など、市民の利便性向上につながる取り組みを行ってまいりました。併せて、スマートフォンなどになじみの薄い高齢者のため、秋田県立大学・本荘キャンパスの学生が操作を教える「スマホ相談会」を開催し大変な好評をいただいております。また、「起業するなら由利本荘で」をキャッチフレーズに各種補助金の充実や融資に係る利子補給



プロモーション会議の市長プレゼン

など、きめ細やかな起業支援に取り組みとともに、若者が自ら企画・実践して地域を盛り上げる「由利本荘プロモーション会議」を設立するなど、若者の活躍の場の創出を図っております。

観光面では「鳥海山・飛鳥ジオパーク」の取り組みを本市とにかほ市、山形県の遊佐町および酒田市の3市1町で連携して取り組んでおります。観光振興に当たり存在感を示していくためには、誰にでも伝わる高い知名度を持つキラーコンテンツが必要であり、本市にとっては「鳥海山」がその位

置付けになるものと捉えています。そうした思いから、この市境県境を越えた4市町による広域連携を基軸に、戦略性を持った誘客促進を図っていききたいと考えております。

### 市長自らのPR活動

本市の情報発信は市広報紙や市ウェブサイトのほか市公式SNSなどを通じて積極的に行っておりますが、これら市役所が行う情報発信と別に、市長である私自身が自らSNSなどをフル活用して情報発信に努めており、日頃から参加した会議やイベントについてスピード感をもって投稿しております。令和7年は市街地を含めてクマの目撃情報が多数寄せられ人身被害も発生するなど切迫した状況であったため、SNSを通じた市民への注意喚起も行ったところです。

またケーブルテレビと、そのYouTubeチャンネルにおいて、市の施設や観光名所などを紹介する「はっしん!由利本荘!!」、市の主要な施策や新たな取り組みを紹介する「Open!湊市長に聞く」の二つの番組でさまざまな情報を発信しております。

デジタル技術が大きく進歩した現在、距離やエリアの大きさにかかわらず広範囲に情報を届けることが可能となっており、こうした取り組みは単なる本市のPRだけでなくとどまらず、移住・定住促進や関係人口の増加にも大きく寄与するものと考えており、今後も引き続き自ら率先して情報発信を行ってまいります。

### プロフィール

- ◆ 面積 1209・59 km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 6万9064人
- ◆ 世帯数 3万785世帯

〔将来都市像〕「市民一人ひとりが希望を叶え自分らしく暮らすまち」このまちで私らしく生きる。このまちにずっと暮らす。このまちをもっと好きになる。」

〔まちの特徴〕県内一の面積を有し、夕日の美しい「日本海」、秀峰「鳥海山」、1級河川「子吉川」など風光明媚な自然に囲まれたまち

〔市町村合併〕平成17年3月22日、本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町の1市7町が合併

〔特産品〕秋田由利牛、日本酒、本庄うどん、本庄こてんまり、本庄こけしの滝、鳥海山のおもちゃ館、ハーブワールド秋田、民俗芸能伝承館まいーれ

〔イベント〕菖蒲カーニバル、本庄川まつり花火大会、子吉川レガッタ、Mt.鳥海バイシクルクラシック



由利本荘市長 湊 貴信



「はっしん!由利本荘!!」収録の様子(鳥海ダムにて)

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

# わが

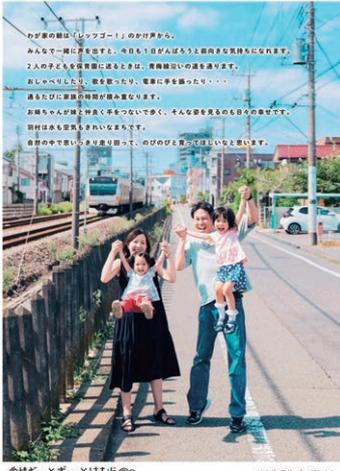
# 「東京で子育てしやすいまち」 市民・事業者・行政のみんなで取り組む

## 羽村市について

羽村市は、東京都の都心部から西に約45km、武蔵野台地の一角、多摩川の河岸段丘上に位置している、行政面積9・90km<sup>2</sup>の全国で7番目に小さな市です。区画整理事業による製造業の誘致と職住近接のまちづくりで発展してきました。

## 「東京で子育てしやすいまち」のシテイプロモーション

本市では、「東京で子育てしや



はむら家族プロジェクトで撮影したご家族

すいまち」をブランドメッセージに、定住人口の増加を目的とするシテイプロモーションに取り組んでいます。

このブランドメッセージは、「人の温かさ」「都会の便利さ」「自然の豊かさ」がコンパクトな市域に凝縮されていて「子育てしやすい」と多くの市民が感じている思いをまとめたものです。この思いを、市民の主体的な取り組みと市民・事業者と行政が連携した事業などにより市内外に発信するシテイプロモーション事業を実施しています。

このシテイプロモーション事業により、市民のまちに対する「誇り」「愛着」「共感」に当たるシビックプライドの醸成にもつなげ、市民の羽村市に住み続けたいという定住意向を深めています。

主な事業として、平成28年度から取り組んでいる「はむら家族プロジェクト」と「はむら魅力発信市民記者」を紹介します。

「はむら家族プロジェクト」は、毎年15組の市内で子育てを楽しんでいる「はむら家族」に主役として参画していただいています。はむら家族の市内のお気に入りのスポットで、プロのカメラマンが撮影した家族写真に、お気に入りのスポットにまつわる家族のエピソードや羽村市で子育てする魅力をメッセージにまとめ、家族写真と合わせて愛情はむら写真展（パネル写真展）や魅力発信・子育て情報サイト「羽やすめ」により発信しています。



市民記者の取材中の1コマ

「はむら魅力発信市民記者」は、市民が記者となり、自身が感じている羽村市に住んでいるからこそ分かる、暮らしやすさ・子育てのしやすさなどの魅力について、取材から執筆までを自ら行い、記事にしてwebマガジン「はむらぐらし」で発信しています。こだわりのパン屋さん、あかちゃん休憩室を設置している店舗の連載、羽村の水に関わるスポットや取り組み、市内で新たな事業を始めた人など、市民記者ごとにさまざまな切り口で記事を執筆しています。

どちらの事業も、①市民が主体的に参画する、②市民目線で羽村市の魅力を取り上げ発信することでブランド化が推進されていく、③市民の主体性と市内外への発信によりシビックプライドの醸成につながる、というサイクルが生まれ、シテイプ



羽村市動物公園のレッサーパンダ たけのこ

ロモーションおよびシビックプラ  
イドの両面に効果があります。  
こうした取り組みが認められ、  
シティプロモーションアワード実  
行委員会が主催する「シティプロ  
モーションアワード2023」で  
金賞を受賞しました。  
また、市民と共に進めていくた  
めの大前提として、市職員がシ  
ティプロモーションの視点を持っ  
て日々の業務に取り組むことが欠  
かせません。そのため、職員を対  
象とした「シティプロモーション  
実践研修（自治体マーケティング  
研修）」を実施しています。転入  
促進、転出抑制を目指すことのみ  
ならず、自身の業務はどんな方々  
を対象に行っているのか、どのよ  
うな満足の提供を目指すのか、い  
わゆる市民志向による行政サービ  
スの提供をマーケティングの手法  
を通じて学びます。近年は、入職



約35万球のチューリップ（根がらみ前水田）

2年目の若手職員が受講する研修  
に位置づけており、市職員に市民  
志向、マーケティング志向が浸透  
してきています。  
**子育てしやすいまちづくり**  
本市は、令和2年度に、乳幼児  
健康診査などの母子保健事業を子  
育て世代包括支援センターに移管  
し、他の自治体に先駆けて母子保  
健と児童福祉を一体化した妊娠期  
から子育て期にわたる切れ目のな  
い伴走型の相談支援体制を整備し  
ました。令和7年4月の「羽村市  
こども計画」のスタートに併せて  
「羽村市こども家庭センター」を  
設置し、これまで取り組んできた  
知見を生かし、母子保健と児童福

社の連携体制を深化し、より充実  
した支援を実施しています。  
この他にも、市内小・中学校の  
給食無償化の実施、市内社会福祉  
法人の児童発達支援センター開所  
への支援、高校生等医療費助成事  
業などに取り組んでいます。ま  
た、市内における市民の「居場所  
づくり」にも取り組んでおり、公  
園を拠点に、市民と連携してさま  
ざまな世代が自身の手で居心地の  
良い場をつくる「ポットラックプ

## プロフィール

- ◆ 面積 9・90km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 5万3955人
- ◆ 世帯数 2万6982世帯

〔将来都市像〕 まちに広がる笑顔と活  
気 もっとくらしやすいまちはむら  
〔まちの特徴〕 都心から1時間の距離  
に、多摩川や武蔵野の面影を残す自然  
と、住宅地、工業地域がバランス良く  
配置されたまち



羽村市長  
橋本弘山



〔特産品〕 地下水100%の独自水道、  
チューリップ畑で取れる羽村米、自動  
車、精密部品  
〔観光〕 羽村市動物公園、羽村市郷土  
博物館、玉川上水および羽村堰、まい  
まい井戸、旧下田家住宅  
〔イベント〕 はむら花と水のまつり（さ  
くら祭り、チューリップ祭り）、はむ  
ら市民と産業のまつり

プロジェクト」や子ども食堂の活動  
周知に加えて、児童館の開館時間  
の延長による中高生の居場所づく  
りの実施を予定しています。  
このように、本市は、市民・事業  
者と行政が、それぞれの主体的な  
取り組みと連携した事業を実施す  
ることで、魅力発信と子育てしや  
すいまちづくりに取り組んでいま  
す。今後もオールはむらで「東京  
で子育てしやすいまち」を推進し  
ていきます。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、  
人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

# わが

# 「『だったらいいな』を叶える いけだ」 の実現に向けて

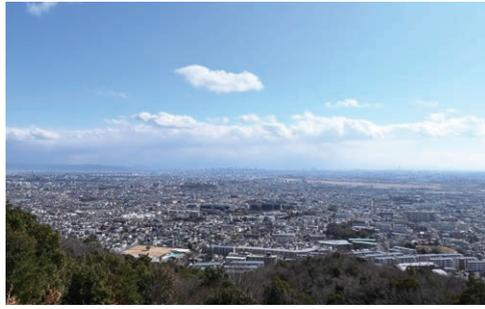
## 事始めのまち

池田市は、大阪府の北西部に位置し、大阪中心部の梅田から電車で約20分。京都・神戸まで車で約60分。市域には大阪国際空港もあり、交通の利便性が高い上、市域の西側に猪名川、中央に五月山を有する水と緑に恵まれたまちです。

江戸時代には酒造り、細河郷の植木をはじめ、近郷の物資の中継地として栄え、明治時代には国の

出先機関のほか、大阪

府池田師範学校（現大阪教育大学）が設置されるなど、地域における政治、経済、文化の中心地として発達しました。そして、明治43年の箕面有馬電気軌



五月山の展望台から市内を一望

道（現阪急電鉄）の開通などにより、大阪都市圏の住宅都市として発展し、昭和14年4月の市制施行から87年を迎えます。

小林一三氏によるわが国最初の電鉄会社による郊外型分譲住宅の開発や日本の食文化のみならず、世界の食文化に大きな影響を与えた安藤百福氏によるインスタントラーメンの発祥の地であることから「事始めのまち」とうたっています。

## ウオンバットと暮らすまち

本市には、カップスードルミュージアム大阪池田、ダイハツ史料展示館ヒューモビリティワールド、逸翁美術館、落語みゅーじあむ、がんがら火祭り、ウオンバットに会える動物園などのコンテンツがあふれています。



新しく仲間入りしたウオンバット「ソラ」



新しく仲間入りしたウオンバット「リク」

平成2年、オーストラリア・ローストン市から五月山動物園にやって来たのが「地上のコアラ」と呼ばれるウオンバット。姉妹都市提携60周年を迎えた令和7年10月、2頭のウオンバットが新しく仲間入りし、この2頭の愛称を募集したところ、全国から2737件の応募があり、「リク」と「ソラ」に決まりました。

五月山動物園は、日本で2番目に小さい動物園でありながら、西

現在、「オーストラリアの森と草原」をテーマに生息環境を表現した新たな動物園ヘリニユールを進めています。

## 官民連携によるまちづくり

持続可能で魅力的なまちづくりを進めるためには、企業をはじめ、多様な主体との連携が必要と考えられています。

そのため、「SDGs推進プラットフォーム」や「官民連携デスク」を設置し、これらによる協定の締結や連携事業の実施など、互いのリソースを生かし、地域課題の解決に向けた取り組みを進めてきました。これまで、池田泉州銀行、ソフトバンク、阪急阪神ホール



イベント「おさんぽマルシェ」の風景



「広報いけだ」令和8年2月号表紙と特集記事

その取り組みとして、市役所に子育て応援駐車場を整備したことや子ども自身が自分の悩みや困りごとを相談できる専用ダイヤルを開設し、「18歳までの子どもなんでも相談窓口」という名称で広く周知しています。また、私が市立小学校を訪問し、子どもにとって身近なテーマについて意見を聞く

デインクス、KDDI、ローソンをはじめ、15件の包括連携協定を締結しています。

「いけだ駅前活性化プロジェクト」では、市民や学生、地元企業、本市職員などが参画する「いけだエリアプラットフォーム」により、池田駅前の将来像を示す「いけだ駅前未来ビジョン」を策定しました。このビジョンを基に、「駅まち空間」をより居心地よく、歩きたくなる「まちなか」にするため、社会実験の場として「おさんぽマルシェ」の開催をスタート。令和7年11月の第5回は、これまでの実験結果を踏まえ、官民連携により誕生した池田駅南広場「KUREP

A(クレパ)」での初めての開催となり、官民連携によるまちづくりの「今」を体験していただきました。

### 「子どもまんなか社会」を目指して

子どもたちと子育て世帯を応援する取り組みを進めるため、令和5年11月に「子どもまんなか応援サポーター」宣言をし、令和7年3月に策定した「子ども計画」の中で、「子ども発 みんなでつくるいけだの未来」を基本理念とし、子どもを社会の中心に据え、子どもの意見を聞きながら取り組みを進めることで、「子どもまんなか社会」の実現を目指しています。



池田市長  
瀧澤智子

## プロフィール

- ◆ 面積 22・14 km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 10万2819人
- ◆ 世帯数 5万1028世帯

〔将来都市像〕  
「だったらいいな」を叶える いけだ笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ みんなが大好きなまち

〔まちの特徴〕豊かな自然と歴史・文化が調和するまち



池田市  
大阪市

〔特産品〕細河地域の植木、池田酒、池田炭、軽自動車

〔観光〕カップヌードルミュージアム、大阪池田、呉服神社、小林一三記念館、池田城跡公園、五月山動物園、都市緑化植物園

〔イベント〕いけだ春団治まつり、花菖蒲まつり、がんがら火祭り、ウオンバットの日、猪名川花火大会、おさんぽマルシェ、社会人落語日本一決定戦

場を設けました。斬新なアイデアがたくさんあり、子どもの意見を反映した施策を進めます。

このほか、学校給食費の無償化、卵子凍結費用の助成、多胎妊産婦・多胎児家庭への支援など、「次世代育成予算」の充実に注力しています。

### むすびに

令和5年4月から、「だったらいいな」を叶える いけだ」をキャッチ

チフリーズとしてスタートした「第7次池田市総合計画」では、目指すまちの将来像として「笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ みんなが大好きなまち」としました。この「みんな」には、住民をはじめ、通勤、通学、観光などで本市を訪れる人々、本市のファンやサポーターのような人々を想定し、それぞれの豊かな暮らしや関わりを支えるまちづくりを進めてまいります。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

## 由布市（大分県）

由布市長

相馬 尊重 そうまたかしげ

# わが

## 人とつながり、未来を創る 住みよさ日本一のまち・由布市

### はじめに

由布市は、大分県のほぼ中央に位置しており、北部から南西部にかけては由布岳や黒岳など1000m級の山々が連なり、由布岳の麓には標高約450mの由布院盆地が形成されています。そして、これらの山々を源とする河川が大分川を形成し東西に流れています。気候は、標高の高い由布院盆地に代表される西部や北部では気温の日較差が大きく、冬には最低気温が氷点下になることも多く、積雪に見舞われる内陸性気候と、中央部から東部にかけての標高の低い地域の、雨が少なく温暖な瀬戸内気候とに二分されます。



由布岳と辻馬車

農林業は、米を中心に野菜、花卉、果実の栽培や畜産が盛んですが、農家数・農家人口共に減少している状況です。観光業については、温泉や豊かな自然などに恵まれており、特に湯布院地域は保養温泉地として多くの観光客にご来訪いただいています。

### 育て 元気にいきいきと 地域で育む由布っ子

本市は、大分市や別府市に隣接する高い利便性、由布院温泉などの観光資源、そして豊かな恵みをもたらす穏やかな農村地帯という、三つの異なる個性が調和したまちです。雄大な由布岳に見守られながら、子どもたちが伸び伸びと感性を磨けるよう「子育てしやすい環境づくり」を市政の最優先事項に掲げてきました。

これまでも高校生までの医療費の無償化、0歳児・1歳児の全ての子どもを対象におむつクーポン券の配布などに取り組み、国や大分県の平均を上回る合計特殊出生率を維持しております。また令和7年度からの取り組みとして、合併当時から低い水準を維持してきた保育料の無償化、幼小中学校の学校給食を無償化、認可保育園などに通う4、5歳児の副食費の助成を開始するなど、子育て世帯を応援する取り組みをさらに進めています。

本市は、全国的に有名な「由布院温泉」を有し、令和6年度には国内外から約430万人の観光客にご来訪いただいています。多くの方々に人気の「由布院温泉」ですが、地域住民による観光まちづくりの歴史は古く、50年以上前から持続可能な保養温泉地づくりに取り組み、「素晴らしい景観や環境、豊かな自然と温泉、そしてそこに住む人々の暮らしこそが最大の観光資源である」として考えを引き継いでいます。そのことが、美しい景観の中に静かにたたずむ癒やしの温泉地「由布院」の根強い人気につながっていると思います。



金鱗湖

本市が目指すのは、豊かな自然と温かな地域社会の中で、安心して子どもを育てる未来です。

本市には「由布院温泉」だけでなく、「湯平」「塚原」「庄内」「挾間」と五つの温泉地があり、総称「湯布院温泉郷」として国民温泉保養地に認定されています。また、名水百選にも選ばれた「男池」や、東洋のチロルと称される「由布川峡谷」など、温泉の他にも自然豊かな観光スポットが多く存在します。

こうした観光資源をさらに磨き上げ、温泉を中心に本市を世界に発信するため、令和7年12月に、隣接する別府市と「世界一の保養・大温泉郷協定」を締結しました。日本を代表する温泉観光地である別府市と共に、お互いの特性を生かしつつ、世界一の温泉観光都市として発展するよう、取り組んでいきたいと考えています。



湯平緊急避難所



湯平緊急避難所 (空撮)

## 官民一体となった湯平地域緊急避難所整備

由布市湯平地域においては令和2年7月豪雨の際、河川の氾濫により車で避難途中の住民4人が犠牲となり、また湯平地域へ通じる道路も広範囲にわたり被災したことで地域が孤立状態となりました。

この事態を受け地域住民と行政で議論した結果、近年の記録的な豪雨災害などが発生した際の急変する気象状況に鑑み、指定避難所まで移動することが困難な状況に直面した場合の一時避難所として湯平地域に緊急避難所を建設することとなりました。緊急避難所が完成するまでの間は、地元観光協会や旅館組合と協定書を締結し、

高台の旅館を緊急避難所として活用する応急対策を講じ、建築に際しても地域住民と建設委員会が協議を重ねながら、官民一体となり緊急避難所を完成させることができました。今後、本施設は緊急避難所としての活用はもとより、本市から災害で犠牲者を出さないための防災・減災活動にも大いに活用してまいります。

## 結びに

令和7年は本市が誕生し20年の節目の年でした。今後、10年・20年の未来を見据え、市民の皆さまとの一体感の中で「安全・安心に暮らせる市民生活を第一に」という強い決意の下「住みよき日本一のまち」を目指し取り組んでまいります。

## プロフィール

- ◆ 面積 319.32km<sup>2</sup>
- ◆ 人口 3万3501人
- ◆ 世帯数 1万6472世帯

〔将来都市像〕人とつながり、未来を創る 住みよき日本一のまち・由布市

〔まちの特徴〕宅地化が進む地域と豊富な水資源や風光明媚な自然に囲まれた地域を持ち、神楽などの古き良き伝統文化を大切にする全国屈指の温泉観光地

〔市町村合併〕平成17年10月1日 挾間町・庄内町・湯布院町の3町が合併



由布市長  
相馬尊重



〔特産品〕梨・梨製品、千両なす、いちご、トマト、ほうれん草、ゆず、ブルーベリー

〔観光〕由布川峡谷、男池、黒岳、由布岳、金鱗湖、湯平温泉の石畳、塚原高原

〔イベント〕湯布院映画祭、由布院牛喰い絶叫大会、庄内神楽祭り、はさまきちよくれ祭り、ゆふいんSPA健康マラソン大会



庄内神楽

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

これぞ!  
食の

# 伊予オシ

## いよ 伊予市 (愛媛県)



# だし文化のまち伊予市

推薦者



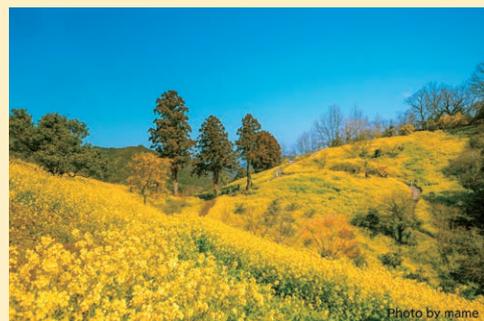
企画振興部地域創生課  
みたにまりん  
三谷真鈴さん

愛媛県伊予市は、道後温泉のある松山市から車で25分ほど、JR予讃線と伊予鉄道郡中線の2線が乗り入れる良好なアクセスを持ちます。家庭でもお店でも、料理に欠かせない「だし」の文化が根付く伊予市では、かつお節、いりこ、干しシイタケなどが豊富に使われています。中でも、昭和40年創業の相原海産物店の「むろあじの削り節」は、うまみが濃く上品な香りが特徴です。ぜひ、この味わい深い一品をお試しください！



面積	194.43km <sup>2</sup>
人口	3万4,661人 (令和7年12月31日現在)
特産品	削り節、ハモ、中山栗、 唐川びわ、キウイフルーツ、 乾しいたけ

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口は「住民基本台帳」による。



菜の花が一面に咲き誇る犬寄峠の黄色い丘  
Photo by mame

写真で見る

# 都市の変遷

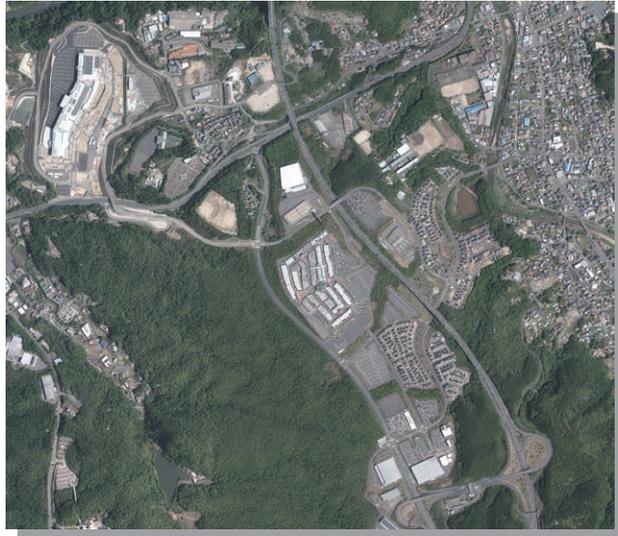
## 今と昔の風景

地域の発展や変化にあわせて  
移り変わってきたまちの姿。  
今と昔を写真とともに振り返ります。

と き  
土岐市 (岐阜県)



令和  
4年  
(2022年)



発展するインターチェンジ周辺



産業振興課  
課長補佐  
おおたなおみ  
太田奈緒美さん

### 人が集い、つながる「美濃焼」のまち 土岐市

平成17年、愛知、岐阜、三重の3県を結ぶ東海環状自動車道が開通したことで、本市は高速道路ネットワークの結節点としての機能を備えました。同時期に開業したアウトレットモールには年間約500万人が訪れるなど、インターチェンジ周辺の商業的魅力は大きく向上しています。また、工業団地への企業進出も加速し、伝統産業である美濃焼の歴史とともに、人々が集い交流する活気あるまちへと発展を続けています。



平成  
14年  
(2002年)

開発造成中の  
東海環状自動車道周辺

# 市政

令和8年3月号

# 特集

## 特色のある条例制定で 地域課題を解決する

地域課題の解決に向け、都市の特性を踏まえた施策の展開が求められている中で、各自治体では、地域の実情に応じた条例を制定し、固有のルールに基づいた施策を展開するなど、条例制定を核とした地域づくりを進めています。

特集では、学識者から、政策を立案する際に必要となる各種政策規範の概要や、条例制定のプロセスなどについて寄稿いただきました。また、法律の対象外だった「スクラップヤード」の規制を目的にした条例、政策法務の推進に主眼を置いた条例、AI活用のルールを定めた条例など、まちの課題解決に向けて、独自に条例を制定し、地域づくりに生かしている都市自治体の取り組みを紹介します。

寄稿 1

### 地域課題の解決と政策規範の選択

鹿児島大学学術研究院教授 宇那木正寛

寄稿 2

### スクラップヤードに対する規制について

千葉市長 神谷俊一

寄稿 3

### 「政策法務によるまちづくり」の推進

大府市長 岡村秀人

寄稿 4

### 人間中心の行政DXを実現するために

一利活用とリスク管理の「両輪」で挑むマネジメントのアップデートー  
神戸市長 久元喜造



# 地域課題の解決と政策規範の選択

鹿児島大学学術研究院教授

宇那木正寛



## 条例と公共政策

条例は、自治体が制定する憲法94条に直接の根拠を置く自主法であり、その制定に当たっては、議会の議決が必要である（自治法96条1項1号）。この点で、条例は、法律と同様に民主的基盤を有する重要な規範である。条例に関しては、法令との抵触関係がポピュラーな論点ではあるが、今回は、地域課題解決の手法である公共政策との関係について取り上げたい。

これまで自治体は国と並んで自己決定・自己責任の理念の下で、地域の経営主体として、地域課題を自ら積極的に発掘し、それらの課題に対処するため、条例により多種多様な公共政策を定めてきた。具体的な例を挙げれば枚挙にいとまがないが、例えば、金沢市と倉敷市は、昭和43年、全国に先駆けて景観条例を制定するなどして、長年にわたって、伝統的な景観の保全に取り組み、自治体における景観政策をリードしてきた。両市の景観条例

の制定は、景観法が制定される、実に、36年前であった。また、昭和57年、山形県金山町が全国で初めて、情報公開条例を制定し、わが国の情報公開制度発展の礎をつくった。第一次地方分権改革後は、暴力団排除条例、ヘイトスピーチ規制条例、パートナーシップ条例など時代の要請から国の政策に先立ち、注目すべき条例が続々と制定された。

今日、地域においては、安全安心の確保、大規模災害への準備、パンデミック、物価の高騰、外国人コミュニティ問題への対応など多くの課題が生じている。こうした地域課題を解決するためには、公共政策を適正かつ効果的に、また、継続的かつ安定的に執行できるように立案しなければならない。そのためには、政策の内容に応じた、条例や規則などの政策規範のうちから、ふさわしいものを選択することが重要である。

## 規制政策と政策規範

「公共政策」とは、目的と手段から構成され

る公共課題を解決するための活動方針と定義される。地域の公共政策については、特に地域公共政策と称されることもある。そうした公共政策の中心は、政策目的を達成するための手段にある。手段には、国や自治体のような権力主体のみにその行使が許される規制的手段をはじめ、啓発、給付、指導といった非規制的手段もある。

このうち、規制的手段とは、人の自由や権利を規制することにより政策課題に対処しようとする権力的な手段である。政策にこうした規制的手段を用いる場合には、その根拠を条例で定める必要がある（自治法14条2項）。

規制的手段の中心は、義務設定手法、許可手法および届出手法である。このうち、義務設定手法は、住民の特定の行為について、作為義務または不作為義務を課すものである。古典的かつ強力な手法と言える。義務設定手法を採用する例としては、火災による人の生命や財産を守るといふ観点から火災報知器の設置を義務づける火災予防条例、清浄な風俗

環境保持の観点から、繁華街での過度な客引き行為の禁止を義務づける客引き禁止条例などがある。

次に、許可手法は、国民の特定の行為を禁止した上で、住民からの申請に基づき審査を行い、一定の要件を満たす場合において、当該行為の禁止を個別的に解除するものである。一般的に、義務設定手法よりも規制の程度は緩やかである。許可手法を採用する例としては、ペット霊園の設置・運営を一般に禁止した上で、一定の許可要件を満たす場合に当該禁止を解除して、これを可能とするペット霊園条例など多数存在する。

最後に、届出手法は、一定の要件の下で、あらかじめ定められた事項の届出義務を課すものである。規制レベルは最も緩やかである。届出義務を採用する例としては、地下水採取者になろうとする者に対し、必要な事項を市長に対し届け出る義務を課す地下水保全条例などがある。

なお、右のように住民の権利を制限し、義務を課す手段を定める以外にも法律により条例に留保されている事項がある。例えば、首長の直近下位の内部組織の設置およびその分掌する事務（自治法158条1項）、附属機関の設置（同138条の4第3項）、公の施設の設置および管理（同244条の2第1項）に関する事項などである。これらの規定は、直接に住民の権利を制限し、義務を課すものではない。しかし、直近下位の組織や附属機関は自

治体の行政運営に大きな影響を与えるものであるし、図書館、体育館などの公の施設の設置およびその管理は、重要な住民サービスの提供内容であるから、条例という民主的基盤を有する政策規範を選択することが求められているのである。

### 給付政策と政策規範

自治体は、特定の事業を推奨し、あるいは、より充実した社会福祉を目指し、助成を行う補助金制度や給付金制度を設けている。こうした制度の多くは規則や要綱で運用されているが、中には、条例で運用されているものもある。補助金・給付金の制度は住民の権利を制限し、あるいは、義務を課すものではないが、政策規範としてあえて条例を選択することにより、次のような効果が期待できる。

第一に、条例は、議員の過半数の反対がなければ改廃できないので、政策規範として条例を選択することにより補助金・給付金制度を持続的および安定的に運用することができる。

第二に、条例で支給制度を定めた場合には、議会も当該条例の内容に拘束されるため、議会は支給のために必要とされる予算について否決することは難しく、その結果、支給のための予算は将来にわたってその確保が容易になる。第三に、議会の議論を通じてその制度が定められることから、補助金・給付金政策を民主的コントロールの下で立案することができる。

右の点に関し、子どもの医療費補助政策に

ついて確認しよう。この種の政策については、「静岡市子ども医療費助成規則」のように政策規範として規則が選択されているものもあれば、「鹿児島市子ども医療費助成条例」のように条例が選択されている例もある。子どもの医療費補助のような社会福祉領域の政策についてはその性格上、持続的かつ安定的な制度として運用することが望ましい。そのためには、首長の判断だけで政策内容を変更できない条例という規範の選択が望ましいと言えよう。

他方、コロナ禍における地域の経済対策のように、比較的短期の予定で特定の事業運用資金を一定額補助するなどの社会経済領域の政策であれば、費用対効果を見極めながら臨機応変に直近の社会経済事情を見極めながら臨機応変に対応する必要がある。この場合には、条例ではなく、規則や要綱を選択することが適切であろう。なお、規則と要綱の法的性格は異なるものの、現実の支給制度の運用という点では、両者に違いはない。

### 地域価値の確認・創造と条例

公共政策を条例で定めることにより、当該政策の基本となる理念を明確にし、あるいは、新たな地域の価値観を創造する上で、大きな役割を果たすことができる。これは、規則や要綱とは異なり、条例は、その制定において住民の代表から構成される地方議会の議決を要するため、条例で定めた政策の理念や内容を住民らの民主的意思と解することができる。

からである。

例えば、いわゆるパートナーシップ制度などについて定める、「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」第2条は、基本理念として、「全ての人が多様な性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられ、性的マイノリティであることによる差別的な扱いや暴力的行為を受けることなく、助け合い、補い合い、かつ、能力を発揮する機会が確保された明るく幸せな地域社会を目指すものとする」と定められているが、これにより、総社市という地域における住民らの目指す理念を明らかにし、地域価値を創造する役割を果たすことができる。

### 政策条例制定のプロセス

現実の公共的課題の解決に当たっては、直ちに新たな公共政策の立案を検討するのではなく、まず、現行法の運用や、解釈の変更で目的を達することができないかどうかを検討すべきである。現行の政策で解決できるにもかかわらず新たな政策を立案し、それに伴う行政資源を投入することは不経済だからである。

次に、現行法での対応が困難であると判断した場合には、新たな政策を立案し対処することになる。この場合には、まず、人の自由や行動を制限しない非規制的手段を用いて課題に対処できないかどうかを検討すべきである。

ろう。ただし、人の生命や財産といった重要な法益に対する保護の必要性が高い場合には、直ちに、規制的手段を中心とした公共政策の立案を検討しなければならない。

公共政策立案においては、目的・手段思考に基づく合理的な制度設計が求められるが、特に、規制的手段を選択するに当たっては、できる限り憲法価値を高いレベルで実現するという観点からの検討も必要である。すなわち、①手段の合理性（当該手段が目的達成にとって有効なものであること）、および②手段の必要最小限性（規制レベルが、目的を達成する上で、必要最小限であること）が確保されていなければならない。また、市や特別区の政策立案に当たっては、都道府県の競争する同種の政策との調整も必要である。

政策の具体的方向性が明らかになった場合には、同種の政策を実施している自治体に対して書面での調査を行う。調査は、当該政策の立案経緯、執行体制、現状と課題、立案の際に参考とした他の政策などについて行う。可能であれば、調査事項について回答を得た上で現地でのヒアリング調査を行うことをぜひ勧めたい。自身の自治体での経験からして、現地でのヒアリング調査を行うことにより貴重な情報（いわゆる「ここだけの話」）を得られる可能性が高いからである。

一般的には、同じ都市規模の自治体にお

る政策を参考にすることが多いが、都市規模の異なる自治体の政策においても参考にすべき点は少なくない。また、最新の同種の政策については、特に注目すべきである。それは、最新の政策が、過去の同種の政策を参考にし立案され、より進化した完成度の高いものになっていることが期待できるからである。

### おわりに

さまざまな地域課題が山積する現在、自治体に最も求められるのは、地域課題を解決するための政策の立案である。積極的に地域課題を発掘し、これに対する処方箋を見いだし得る自治体こそ、地域の経営主体としてふさわしい。

地域課題を解決するための政策立案に当たっては、現状を的確に分析し、課題を抽出した上で、実現可能な目標を設定し、目標達成のための手段と共に、それに最もふさわしい政策規範を選択することが必要である。政策の立案・執行に当たっては、給付政策のように、法的には、必ずしも、その内容を条例にする必要はないものもあるが、その場合であっても、条例で定めることによるメリットも考慮した上で、政策規範を決定すべきである。規制的手段を用いる政策は条例とし、非規制的手段を用いる政策については全て条例以外の規範を選択するといった三元論的思考は、再考を要する。

# スクラップヤードに対する規制について

千葉市長（千葉県）

神谷俊一



## はじめに（条例制定、規則改正の経緯）

千葉市内には、市街化調整区域を中心として、再生資源物の屋外保管事業場（スクラップヤード）が多数設置されており、平成30年

ごろから、操業に伴う騒音・振動や、再生資源物の不適切な保管による火災の発生など、地域住民からの苦情が多く寄せられていた。

このため、市民の生活環境保全の観点から、事業者に対して指導を行う必要性が高まっていたものの、再生資源物は「有価物」として取引されており、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」と表記）の規制対象である「廃棄物」には該当せず、同法に基づく立入検査や指導などは行えない状況にあった。

事態を打開するため、令和元年10月から、それまで環境局（騒音・振動、汚水、悪臭など）、都市局（違法建築物）、消防局（火災防止）が個別に行っていた立入指導について、3局による合同立入を開始した。また、同年11月

に「再生資源物堆積場対策会議」を設置し、スクラップヤードに関する各局の指導状況などの共有を進めた（会議は計8回開催）。

また、千葉市議会令和元年第4回定例会において、「金属スクラップの適正管理に関する請願」が採択された。これにより、国による直近での法制化が見込めない中、条例制定に向けた動きが加速化した。具体的には、立地規制の実効性担保の観点から、許可制の導入を検討し、また、再生資源物の不適正保管や事業場の無許可設置などを防止するため、罰則の導入についても検討した。その後、検察庁との協議を経て、令和3年10月に「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を公布、11月より施行した。

条例施行に伴い、市内のスクラップヤードの大半で再生資源物の保管基準が遵守されるようになったものの、火災については、小規模なものも含めると年間4件前後、継続的に発生している状況であった。令和6年4月および6月に、同一事業場で立て続けに火災が

発生したことをきっかけに、火災・延焼防止に係る規制強化を検討し、令和7年4月に雑品スクラップの取り扱いに関する規則改正を行った。

## 条例の構成

条例の構成については、以下のとおりである。廃棄物処理法の「有害使用済機器等届出制度」を参考にしつつ、新規設置に全国初の許可制を導入した点が特徴である。

### （1）目的（条例第1条）

再生資源物の屋外における適正な保管について、必要な事項を定めることにより、屋外に保管された再生資源物の火災・延焼、崩落、飛散その他の事故等を防止するとともに、当該保管に伴う騒音、振動、悪臭等の発生を防止し、又は軽減し、もって市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与すること。

### （2）規制対象（条例第2条）

使用を終了し、再生資源として収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、

陶磁器、プラスチックその他これらに類する材質を原材料とするもの及びこれらの混合物を「再生資源物」と定義し、これを規制対象とする。ただし、廃棄物処理法に規定する「廃棄物」及び「有害使用済機器」を除く。

**(3) 新規設置(条例第5条)**

条例施行日以降、新たにスクラップヤードを設置する際は、市の許可取得を要する。

また、条例施行日時点で100㎡より広いスクラップヤードを設置している事業者は、施行から3か月以内に届出を行うことで、みなし許可となる。

いずれも有効期間を5年とし、更新制とする。

**(4) 説明会の開催(条例第6条)**

新たにスクラップヤードを設置しようとする場所の周辺300m以内の居住者等に対して、説明会の開催を義務づける。

**(5) 立地基準(条例第8条)**

住宅等(住宅、学校、病院等、公民館、博物館、図書館、保育所、特別養護老人ホームその他の社会福祉施設)からスクラップヤードの敷地の境界までの距離が100m以上であることを条件とする。

**(6) 再生資源物の屋外保管基準(条例第7条)**

主な規定は、以下のとおりである。

- スクラップヤードの敷地の外部から見やすい箇所に掲示板が設けられていること
- 屋外保管の場所の周囲に囲いが設けられていること

- 再生資源物の周辺の外部から見やすい箇所に掲示板が設けられていること

- 再生資源物の荷重が直接囲いにかかる場合等は、囲いが構造耐力上安全であること
- 再生資源物の高さが「勾配比1…2」又は「5m」のいずれか低い方を超えないようにすること

- 保管単位面積を1か所あたり200㎡以下とすること

- 隣接する再生資源物の保管単位の間隔は2m以上とすること

**(7) 勧告、命令、許可の取り消し**

(条例第14条、15条)

条例第7条に規定する保管基準に違反した場合、当該事業場に対して、履行期限を設けて改善「勧告」を发出できる。さらに、この「勧告」にも従わない場合には、行政処分である「改善命令」や「業務の一部(または全部)停止命令」を发出することができる。

なお、これまでに改善命令の发出はあるが、一部(または全部)停止命令や許可取り消しに至った事例はない。

**(8) 立入検査(条例第17条)**

条例第7条に規定した保管基準を遵守しているか、立入検査により確認を行う。条例制定前は、事業者の任意協力のもとに立入を行っていたが、条例で規定したことにより、強制力を持った立入検査が可能となった。

**(9) 罰則(条例第25条、28条)**

主なものは表1のとおりである。なお、こ

表1 千葉市条例における罰則規定

違反事項	罰則
無許可での屋外保管事業場の設置・変更、命令違反等	1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金
使用前検査未受検での使用、無許可譲受け等	6月以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
軽微な変更の無届、立入検査忌避等	30万円以下の罰金

れまでに罰則を適用した事例はない。

また同一事業場で火災が連続して発生したことを受けて、火災・延焼防止に係る規則を強化した。規則改正の主な内容は表2、図1のとおりである。

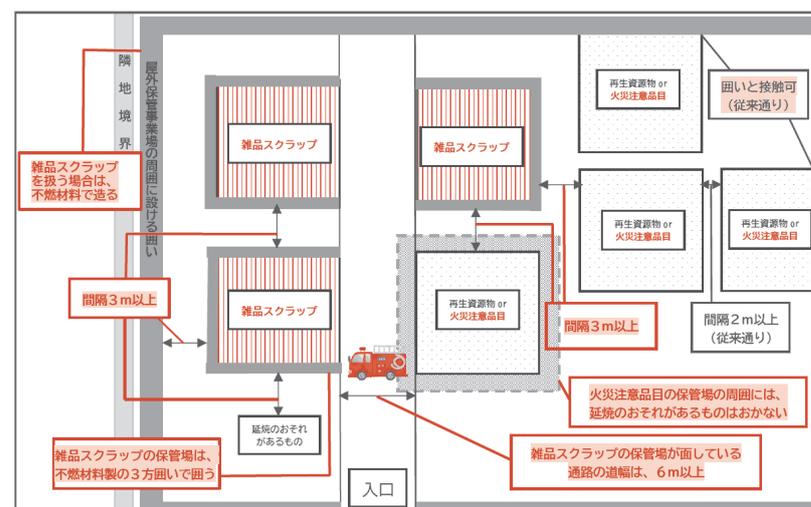
表2 規則改正の概要

- ◆再生資源物の中で、火災の原因となるおそれがあるものを新たに定義
  - ・雑品スクラップ：再生資源物のうち、使用済みの電気電子機器が混合された状態のもの
  - ・火災注意品目：再生資源物であって電池その他の火災の発生のおそれがあるもの又は潤滑油その他の延焼のおそれがあるもの
- ◆許可申請書等に記載項目および必要添付書類を追加
  - ・無人の時間帯に火災等が発生した場合の認知手段及び対応方法
  - ・雑品スクラップを扱う場合、その保管場を囲う壁や、事業場を囲う壁が不燃材料（建築基準法で定められた不燃材）であることを示す書類
- ◆雑品スクラップの保管基準を新設
  - ・事業場を囲う壁や、隣接する保管場等と3m以上の距離を確保
  - ・不燃材料の壁で3方向を囲う
  - ・消防車両による消防活動が可能な道幅（6m以上）の確保
- ◆新たに定義した「火災注意品目」についても、保管場を設定
  - ・火災注意品目のうち、電池（バッテリー含む）は、他の火災注意品目と分別して保管
  - ・火災注意品目の保管場の周囲には、可燃物等の火災発生時に延焼する恐れがあるものを置かない
- ◆改正施行後、雑品スクラップの屋外保管の場所を新たに設置する場合は、条例に基づく変更許可申請が必要となる。また、規則改正前から雑品スクラップを取り扱っている事業者を含め、令和7年10月1日より、上述の新たな保管基準が適用され、この基準を満たさない場合は指導の対象となる。

条例制定による効果

条例施行後、頻繁に立入検査を行い、不適正な事業者に対しては勧告や行政処分を发出することで改善が図られ、現状、大半のスクラップヤードで保管基準が遵守されている。また、条例制定前から事業を行っていた事業者に対し、継続して事業を続けるために所

図1 規則改正後、雑品スクラップなどを保管する場合の場内イメージ(平面)



定の届出を求めたことで（みなし許可）、市内に存在するスクラップヤードの位置や数の把握が可能となった。現在、市内には、みなし許可が91カ所、条例制定後に新規許可を取得し、現在操作中のスクラップヤードが7カ所、計98カ所のスクラップヤードがあり、このうち約7割が若葉区に集中している。条例制定後、約4年が経過したが、この間に操業開始した

今後の展望

スクラップヤードは年間2カ所程度にとどまっておられ、これは立地基準の創設や、新規設置を許可制としたことによる効果と考えている。

本年10月末で、みなし許可事業者の有効期間が満了となり、継続して事業を行うためには、許可更新の手続きが必要となる。有効期間満了の直前には、許可更新手続きが集中することが予想されるため、更新手続きを円滑に進められるよう、事前に、許可更新手続きの流れや必要書類などを整理した手引きを作成し、事業者に直接周知する予定である。その際、事業者が外国籍である事業場が多いことを考慮し、日本語版と併せて、中国語版を用意する予定である。

また、条例附則において、「この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定している。条例の施行状況の把握に努めるとともに、最近の国の動向として、廃棄物に該当しない雑品スクラップや蓄電池などの物品について、保管や処分を業として行う場合の業許可制度導入など、「今後の廃棄物処理制度のあり方」について、中央環境審議会で議論されていることから、その議論の動向を注視してまいりたい。

# 「政策法務によるまちづくり」の推進

おおぶ  
大府市長（愛知県）

おかむらひでと  
岡村秀人



## はじめに

大府市は、愛知県の西部、知多半島の根幹部に位置し、北部が名古屋市に、東部が三河地方に隣接する交通の要衝という地理的条件に加え、大都市近郊でありながら緑豊かな自然環境にも恵まれ、農・工・商・住の調和の取れた都市として発展してきた。人口は、9万3227人（令和7年12月末現在）で、現在も子育て世代を中心に緩やかな増加傾向が続いている。令和6年4月に人口戦略会議が発表した「令和6年・地方自治体『持続可能性』分析レポート」においては、全国で4%の「自立持続可能性自治体」に位置付けられた。この結果は、本市がこれまで進めてきた「住んでみたい、住んで良かった、住み続けたい」と思えるまちづくりが一定の評価をされたものと考えている。

## 全国初となる条例の制定

本市のまちづくりの特色は、政策や行政運

営の基本的事項または基本理念を積極的に条例で定める方針とするなど「政策法務」をまちづくりのキーワードとしている点である。そこで「政策法務によるまちづくり」を推進するため、令和5年12月に「大府市政策法務推進条例（以下「本条例」という）」を制定し、令和6年4月1日に施行した。

「政策法務の推進」について、これまでも「自治基本条例」の一部として規定している事例は見られたが、独立した条例として、基本理念や市・市職員の責務、市の施策などを定めた事例は、本条例が全国初である。

## 条例制定に至った背景と経緯

### （1）条例制定前の本市の取り組み

本市は、平成17年4月から法務所管部署を総務部門から企画・財政部門へ移管している。現在でも「総務」と「企画・財政」が別部門となっている自治体の多くでは、法務は総務部門が所管している中で、本市は、いち早く政策と法務を一体不可分のものとして捉え、従

来型の法制執務から脱却し、政策の企画立案から財政・立法措置までを直結・融合させた本市独自の「政策法務」の考え方を打ち出し、戦略的かつ迅速な政策実現を可能とする体制を整備してきた。その結果、市内で発生した認知症の方の鉄道事故を契機として、平成29年には全国初となる「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定したほか、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた令和2年には「大府市感染症対策条例」を制定し、当時、社会問題となっていた感染者やその家族、医療従事者などへの差別的取り扱いや誹謗中傷は絶対に許さないというメッセージを発信してきた。このように、本市は、本条例の制定以前から、独自に条例の制定改廃を通じて、「地方自治の本旨」の体現に努めてきた。

### （2）条例制定の経緯

本条例の制定に至った契機は、本市の条例を通じた取り組みについて、政策法務の研究

者である関東学院大学の出石稔教授が注目し、私との対談が実現したことである。その際、本市の政策法務の取り組みを現市政下における一過性のものとするのではなく、将来にわたって継続し、さらに発展させるために「政策法務推進条例」を制定してはどうかとのご提案をいただいた。そこで、令和4年度から法務所管部署を中心に市長勉強会というスタイルで検討を開始し、令和5年度には政策法務に関して先駆的な取り組みを行っていた愛知県豊田市を視察し、その取り組み内容からも着想を得るとともに、条例の発案者である出石教授からのアドバイスも踏まえて条例案を策定し、令和5年12月議会に提案、全会一致で可決された。

### 条例内容の解説

#### (1) 前文

地方分権改革以後の地方公共団体の役割の変化や権限の拡大を背景として、これまで本市が推進してきた「政策法務によるまちづくり」を将来にわたって継続しつつ、さらに発展させることにより、いつの時代においても市民の求める幸せを叶えられるまちの実現を目指す決意を示すため、前文を設けている。

#### (2) 定義(第2条)

政策法務は、その意味内容について法的・学問的に固まった概念ではないため、本市が推進する「政策法務」を「立法法務」・「解釈運

用法務」・「評価・争訟法務」・「組織法務」という四つの要素を意識して次のとおり定義した。「法を政策実現の手段として捉え、地域適合的に法令を解釈運用し、地域特性に応じた独自の条例等を定め、かつ適時に法令及び条例等の運用の改善並びに条例等の改正を行う法的な活動をいう。」

#### (3) 基本理念(第3条)

法を政策実現のための有効かつ主要な手段の一つとして捉え、積極的に活用するとともに、それを実現するための職員一人一人の法務能力の向上と全庁的かつ組織的な取り組みを本条例の根底を成す基本理念として謳っている。

#### (4) 市の責務(第4条)

本市は、平成30年4月に、条例などに定める事項の基準を明らかにすることで、的確な例規の整備を目指すため、「大府市条例等整備指針」を策定した。当該指針では、政策の理念や方向性を積極的に条例化することを定めている。本条例において、当該指針の内容を「市の責務」として位置付けることで、広く市民と政策の理念を共有し、政策の実効性や継続性を確保することができると考えている。また、政策実現に当たり、国・県による立法措置が必要な場合には、国・県に対して積極的に意見・要望を述べることも市の責務として明記した。

#### (5) 市職員の責務(第5条)

行政事務に対する市民の理解を得るためには、職員は自らの職務に係る法の趣旨、目的などを十分理解し、適切に職務を遂行するとともに、市民に対し、法の趣旨などの確かな説明に努める必要がある。そのため、自らの法務能力の向上に努めることを職員の責務として明文化した。

#### (6) 施策・推進計画など(第6条・第7条・第9条・第10条)

政策法務の推進のために市が実施する施策として、主に次の①から③の3点を掲げるとともに、令和7年1月に施策の総合的かつ計画的な実施のため、「第1期大府市政策法務推進計画」を策定した。

#### ① 市職員の法務能力の向上に資する研修などの充実

政策法務の推進は、法務所管部署だけが担うものではなく、各課などの職員が主役であると考えている。そのため、推進計画では重点施策として「市職員の法務能力の向上に資する研修等の充実」を掲げ、新規採用職員から幹部職員まで切れ目のない研修体系の構築に取り組みむこととしている。これを踏まえ、階層ごとに求められる法務能力を検討し、全職員に受講を義務付ける階層別研修と本市の政策法務の中枢を担う職員を養成する特別研修に整理した。

## ②全庁的に政策法務の推進に取り組むための組織体制の整備

本市では、新たな条例の制定や重要な条例の改廃に当たり、市長・副市長・所管課に加えて、企画・財政・法務所管部署の職員も参加する庁内会議において、当該条例の立案方針、規定内容などについて検討している。また、条例に関するものに限らず、重要な政策については法務所管部署が企画立案段階から議論に参画することとしており、早期に法的観点から各課などの業務を支援している。

なお、本条例の制定以前は、政策法務を企画担当課や財政担当課の一係が所管してきたが、令和7年度から新たに本市の政策法務を推進する中核組織として、政策法務推進室を企画政策部に設置した。それにより本市の政策法務が全庁的な取り組みとして、さらに推進されることを企図している。

## ③条例などの定期的な点検および評価

本市では、平成30年度から「例規マネジメント事業」と銘打って、長期間、改正が行われていない条例などを一定の基準に従い選定して、所管課と政策法務推進室で見直し作業を実施している。当該事業は毎年度、複数の例規の制定改廃につながっていることに加え、所管課職員のスキルアップにも一役買っている。また、今後新たに制定する条例には、原則として一定期間経過後の「見直し条項」を

盛り込む旨を本条例に明記した。

## (ア)アドバイザーの設置(第8条)

政策法務を推進する過程で、職員や顧問弁護士では対応が困難な事案や外部の第三者の意見聴取が必要な事案が発生した場合に、地方自治



政策法務推進アドバイザー委嘱式

法第174条第1項の専門委員として「政策法務推進アドバイザー」を設置できることとした。各政策課題の種類に応じて、学識経験者や各専門分野の弁護士にアドバイスを求めることで、複雑化・高度化する地域課題に適切に対応することができると期待している。これまでの活用実績として、令和6年度の推進計画の策定に当たり、関東学院大学の石教授にアドバイザーを委嘱し、助言を求めたほか、幹部職員に向けた政策法務に係る講演会を開催した。

## 今後の展望

本市は、令和7年4月から行政実務に精通した弁護士を政策法務推進監として採用し、本年4月からは自治体版のCLO(最高法務

責任者)として位置付けることとした。これを踏まえ、推進監には職員からの法律相談や訴訟対応などの従来からの弁護士の役割の延長線上にある、自治体を法的リスクや信用毀損から守ることに加え、まちづくりや地域課題の解決に資する法務戦略を統括し、本市の政策法務を強力に推進する役割を期待している。

最後に、本条例の前文でも明記しているとおり、近年、地方分権や地方創生の推進に伴い、認知症条例や空き家対策条例などに代表されるように、地方の取り組みが国の政策や立法に与える影響も大きくなっている。先に述べた本市が全国初となった「大府市認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」の理念が、他市区町村に伝播し、令和5年に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の制定にも影響を与えたものと自負している。地域の課題は地域で考え、地域で解決するとともに、一つの自治体では解決できない課題に対しては、地方から国を動かし、変えていく気概が重要であると考えている。

今後は、本市の政策法務の推進の原動力となる人材を早期かつ計画的に育成し、そうした人材が政策法務の考え方を駆使して、多様化する市民の求める幸せの形を具現化していきたいと考えている。

# 人間中心の行政DXを実現するために ―活用とリスク管理の「両輪」で挑むマネジメントのアップデート―

神戸市長（兵庫県）

久元喜造



はじめに―人口減少社会における「行政DX」の本質

神戸市は、人口約148万人を抱える日本を代表する政令指定都市であるが、今、大きな転換点を迎えている。それは単なる「人口の減少」という統計上の変化にとどまらない。これまでの拡大・成長を前提としたマンパワー重視の行政運営そのものが、維持困難になるという構造的な転換である。生産年齢人口の減少により職員数が限られていく一方で、市民ニーズは複雑化・多様化の一途をたどっている。既存の延長線上にある効率化では、もはや行政サービスを持続させることはできない。

この難局を乗り越え、市民の信頼に応え続けるための鍵が「DX（デジタルトランスフォーメーション）」である。本市は、生成AIをはじめとする先端技術を、単なる効率化のツールではなく、マネジメントその

ものを見直すための重要な手段として位置付けている。

その狙いは明確である。デジタル技術に定型的な事務や膨大な情報処理を担わせることで、職員一人一人の生産性を向上させる。それによって生み出された時間的な余力やリソースを、政策立案や市民への直接的な支援といった「職員の適正な配置」へと戦略的に振り向ける。機械に任せられるものは機械に委ね、人間は人間にしかできない付加価値の高い業務、すなわち市民の個別の事情に寄り添い、背景をくみ取って課題を解決する対人業務に注力できる環境を創り出す。これこそが、本市が目指す行政DXの本質である。

本市の基本姿勢―先端技術を主体的に「使いこなす」ための第一歩

（1）「AIが身近になる時代」の予感と

神戸市の呼応

令和5年春を振り返ると、令和4年11月

にChatGPT（GPT-3.5）が公開されて以来、生成AIに関するニュースが連日のようにメディアをにぎわしていた。さらに令和5年3月にはより高度な推論能力を持つGPT-4が登場し、「誰もが簡単に高度なAIを使うことになる時代」がいよいよ現実のものとして迫っていることを予感させた。

こうした中、本市においても「いずれはこの技術がわれわれの実務にも深く入り込んでくるだろう」という期待と、未知の技術に対する手探りの感覚が共存していた。多くの自治体が動向を注視する中、4月には全職員を対象としたアンケートを実施し、活用への期待と懸念を可視化。さらに1カ月後の5月には、私も参加して「庁内デモンストラーション」を公開で実施した。生成AIの本質をいち早く捉え、行政運営においてどう向き合うべきかを主体的に見極めようとしたのである。

## (2) ハルシネーションの衝撃

### ―存在しない「南区」を語るAI―

デモンストレーションの場において、参加した職員や報道陣に強く印象に残る出来事があった。若手職員がAIに対し、本市には実在しない「神戸市南区にある公園」についての情報を求めたときのことである。市民や職員にとって、市内に「南区」という行政区が存在しないことは周知の事実である。しかし、AIはそれを正すどころか、あたかも実在するかのようになり、その架空の公園の名前や遊具、周辺環境に至るまで、極めて詳細かつ流ちょうに回答し続けたのである。この「もっともらしいうそ」――いわゆるハルシネーション(幻覚)を目の当たりにし、本市は、大きな可能性と同時に、行政情報の信頼性に関わる深刻な課題を痛感することとなった。

### (3) リスクを分け、ルールを「条例」として制度化する

このデモンストレーションを経て、本市は生成AIが抱える課題を、行政が守るべき責任の観点から明確に切り分けた。「漏えいのリスク(機密保持)」「捏造とハルシネーションのリスク(正確性)」、そしてそれらが広まる「拡散のリスク」である。こうしたリスクがあるからこそ、市役所がどのようなルールにのっとってAIを運用していくの

かを、市民に明確に示す必要がある。そのため的手法として、本市は単なる組織内部の事務指針である「ガイドライン」にとどめるのではなく、議会での公開の議論を経て、市民に対する約束としての「条例」を制定する道を選択した。透明性を重んじる姿勢が、本市のAIガバナンスの原点である。

### 信頼を担保する制度設計 ― 包括的AI条例とリスクアセスメントの詳説

#### (1) 全国初「包括的AI条例」の

##### 法的性格と射程

令和6年3月に公布された「神戸市におけるAIの活用等に関する条例」は、一過性の技術への対応にとどまらない、AIの活用と安全性確保についての包括的な法的規範である。単なる組織内部の指針ではなく、議会という公開の場での議論を経て制定された本条例は、市民に対する「約束」を意味している。

本条例では、AIを学習、推論、判断といった「知的な機能」を実現する技術と定義し、生成AIだけでなく画像認識や数値予測、問い合わせ内容分析といった広範な技術を対象としている。特定の技術名称に捉われるのではなく、技術の仕組みそのものに着目して自治体としての責任を定義したのである。

#### (2) 実効性を担保する

##### 「3段階のリスクアセスメント」

本条例の核心となるのが、「リスクアセスメント制度」である。行政処分や基本政策の策定など、市民の権利利益に直接的な影響を及ぼす可能性のある業務にAIを導入する際、事前にそのリスクを厳格に評価することを義務付けている。本市では、以下の3段階の事務フローを用いて影響度を判定している。

1. 免除対象の判定：対象が条例の定義に該当するか、あるいは機密性の低い情報のみを取り扱う研究・実証目的での試行利用かを確認するプロセス。
2. 簡易チェック(チェックシート)：後述する重点審査に該当しない事務が対象。所管課での確認後、ポリシー所管課(デジタル戦略部)へ報告し、組織としての透明性を確保する。
3. 重点審査(ワークシート)：行政処分の判断、市の基本政策に係る計画策定、その他市民に重大な影響を及ぼす可能性がある事務が対象。専用の「ワークシート」を作成し、ポリシー所管課による厳格な審査を受ける必要がある。現時点で該当例はないが、こうした「ブレイキ」の仕組みをあらかじめ備えておくことこそが、安全にアクセルを踏み込むための前提条件と考えている。

(3)「人間による確認を徹底する仕組み」と

継続的ガバナンス

評価運用においては、技術的な不完全さを補う「人間による確認 (Human-in-the-Loop)」がプロセスに組み込まれているかを厳格に問う。

具体的には、広報原稿を「やさしい日本語」に変換する際や、電話応対の記録を要約する際などの実務において、必ず職員やオペレーターが目視で内容を確認し、修正を加えた上で結果を確定させるフローを徹底している。

また、本制度ではリスクアセスメントの「継続性」も重視している。導入後1年経過時には当初の審査結果との差異がないかを報告し、5年経過時には改めて全項目の再審査を受けるサイクルを設けている。さらに、市の業務を受託する事業者に対しても事前協議と同意取得を義務付けており、ガバナンスを追求している。

「チャット」から「実務」へ

ー内製アプリが変える職員の働き方

(1)開発プラットフォーム「Dify」の導入

生成AIの活用において、自由記述のチャット形式では、一部の職員以外は日常的に使いこなせないという課題がある。そ

こで本市は、特定の業務に特化したAI活用を迅速に検証するため、AIアプリ開発プラットフォーム「Dify」の導入を進めている。専門知識がない職員でも直感的にアプリを構築できる柔軟性により、現場のアイデアをスピーディーに形にすることが可能になると考えている。

(2)現場職員によるアプリ開発の具体的事例

現在、現場の職員自らが実務に即したアプリを試作している。

- ・窓口対応ルールプレイボット…AIが市民役となり、窓口対応研修をサポートする。回答に対し、AIはマニュアルに基づき改善ポイントのフィードバックを行う。
- ・指定都市政策調査エージェント…職員がテーマを入力するだけで、AIがネット上の情報を自律的に検索・収集し、調査報告書の下書きを作成する。

こうした「現場主導」のツールこそが、真の意味での業務改革を支える。デジタル部門が全てを構築するのではなく、業務を一番よく知る現場職員自身が、AIを「自分の手段」として使いこなす文化を創ること。こうした「人」への投資こそが、本市のDXを単なる技術導入に終わらせず、組織全体に改革をもたらす原動力となると確信している。

おわりに

ー自治体DXの「未来」を見据えて

行政DXを進める上では、テクノロジの活用はもちろん重要だが、それ以上にその技術をいかにして「組織の仕組み」と「職員の文化」に溶け込ませるかが問われている。

ハルシネーションへの危機感から生まれた「AI条例」は、単なる規制ではない。それは職員が安心して先端技術に挑戦するための「守りの基盤」である。そして、現場から生まれる「内製アプリ」は、デジタル技術を積極的に活用し、市民サービスを向上させようとする「攻めの意志」の表れである。この「守り」と「攻め」の両輪がそろって初めて、行政組織は人口減少社会という荒波を乗り越えるための真のアップデートを果たすことができる。

本市が構築したこのモデルは、決して自治体の中にとどめておくべきものではない。本市の実践を通じて得られた知見、そして試行錯誤のプロセスそのものが、日本の行政全体の未来を切り拓く一助となることを願っている。「誰一人取り残さないデジタル社会」の実現に向け、本市はこれからも先駆的な挑戦を止めることなく、一歩ずつ、しかし確実に行政の変革を歩み進めていきたい。

# 都市の リスクマネジメント

第191回

## 災害に備えた福祉的支援体制について 社会保険審議会福祉部会報告書から

跡見学園女子大学教授

鍵屋 一



### 社会保障に災害時の対応を組み込む

過去の災害においては、福祉的支援が必要な高齢者、障がい児・者、子どもなどについては、多くの福祉関係者がボランティアとして活動してきた。しかし、大災害ともなると、現地の福祉関係者も被災して必要な福祉サービスが提供できず、関連死さえ生じる状況に陥る。災害時であっても、福祉的支援が必要な人に必要な支援を届けるためには、ボランティア頼りでなく、制度的な支えが不可欠だ。

2025年度、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が新たに位置付けられた。そして、社会保険審議会福祉部会報告書（令和7年12月18日）において「災害に備えた福祉的支援体制について」が記載された。感無量だ。

報告書には、「平時からの連携体制の構築」「DWAAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等」の2項目が示されている。これについて読み解いていきたい。

### 平時からの連携体制の構築

これについて、報告書では現状と課題を次のように総括する。

災害時の福祉的支援が法制化されたが、安定的な日常生活への移行、災害関連死の抑制等を目的として災害時の福祉的支援を充実させていくためには、災害時に適切な対応をとることができるよう、平時から災害時を見据えた福祉的支援の体制づくりが重要である。

災害時の福祉支援の主な目的として、生活再建および災害関連死の抑制を例示している。防災の目的が人命を守ることであれば、災害関連死の防止が第一に重要である。また、被災者の尊厳を守るためには、一刻も早く生活再建の道筋をつくり、実現化に向けて歩み始めることである。そのためには、平時から災害時を見据えた福祉的支援の体制を整備しておくことが重要になる。災害発生後に急ごしらえで体制を整備しても、迅速で十分な被災者支援にはとうてい間に合わないからだ。また、面白いのは次の論点である。

地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいても、包括的な支援体制の整備が災害時対応に寄与することや被災者支援の取組が平時の福祉の支援強化につながることを踏まえ、地域共生社会と被災者支援の連携方策について、双方の充実の観点からも、検討を進めていく必要があるとされている。

平時の包括的支援体制整備が災害時の対応に役立つと同時に、被災者支援の取り組みが平時の福祉の支援強化にもつながるといえる。平時の福祉支援を一般枠の支援とすれば、災害時には特別枠の支援が必要になる。その特別枠が、一般枠に応用されることにより、一般枠の支援も充実していく可能性がある。ここにも、災害時にも福祉支援が重要な理由がある。

調べてみると、2016年に豪雨災害で大きな被害を受けた岩手県岩手町の事例がある。高齢者・障がい者・生活困窮者などの生活再建が複合課題化していることに対応して、行政、社協（社会福祉協議会）、包括支援センター、保健師、NPOが世帯単位で生活全体を見る支援会議を構築して、住宅・医療・介護・福祉・収入を一体で調整する災害ケー

# Risk Management

スマネジメントを行っていた。これが、災害直後だけでなく、この会議体と支援手法が平時の困難ケースへの対応会議として定着していく。結果として縦割りが緩和し、重層的な支援体制整備事業の考え方を先取りした形となっている。

あるいは、岡崎市が始めた「ひなさんぽ」は、災害を想定した避難行動要支援者の避難支援が、日常の見守り活動や早期支援につながる例となるのではないだろうか。

対策の方向性については、次のように述べられている。

保健医療・労働・教育・住まい・地域再生等の関連施策との連携に配慮するよう努めることが社会福祉法で規定されているが、災害時を見据え、平時からの福祉的支援の体制づくりを推進するために、「防災」との連携を加えることが必要である。

地方公共団体が作成する地域福祉（支援）計画の記載事項は社会福祉法で規定されているが、これに災害福祉に関する事項を追加することが必要である。

市町村地域福祉計画において、災害に関する取組※1に対し、福祉担当部局が、平時から災害時において連携・協力を行う内容や、福祉サービスの提供体制の維持やサービスが途絶えた場合の代替サービスの確保方策※2について記載する。

※1 個別避難計画の作成・活用、災害ケースマネジメントの実施、社協が実施するボランティアセンターの取組、災害支援を専門とするNPOが実施するボランティア活動等  
※2 他市町村との連携、地域における協力体制の構築等

地域福祉計画に、災害時の活動の記載を求め、個別避難計画の作成・活用、災害ケース

マネジメントの実施、ボランティアセンターの取り組み、災害支援NPOによるボランティア活動を具体的に例示している。なんと素晴らしい。

## DWATの平時からの体制づくり・研修などについて

これについての現状と課題の総括は次のとおりである。

都道府県が研修・訓練等を実施しているが、DWATの仕組みについて法的根拠がなく、通知に基づいて行われている状況である。

地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめにおいても、災害が起こると地域全体が著しく福祉の欠けた状態となるため、平時から災害を想定した福祉の準備が必要であり、福祉における体制や研修、支援の枠組みを平時から構築する必要がある。

DWATとして福祉従事者が派遣されるためには、その所属する施設・事業所の理解・協力が必要であることから、より理解・協力を得られるための方策について検討が必要である。

DWATの法的位置付けについて法制化が検討され、具体的事項として災害時に福祉的支援に従事する者の登録制度、研修および訓練の実施に関する規定を設けるとされている。

その規定は妥当としても、さらにDWATの名称について検討いただきたいと考えている。被災地に行くとDMAT、DHEAT、DPAT、DRAT…など多くのDチームがない、被災者からは何が何だかさっぱり分からないという声が聞こえる。DWATの主な

対象者が高齢者、障がい者であることを踏まえ、「災害ふくしチーム」のように分かりやすくしていただきたい。

また、都道府県の役割として、DWATの体制整備、研修や訓練を全国的に推進するために、平時から災害福祉支援ネットワークを構築することを求めている。

さらに、DWATチーム員が所属する施設・事業所には、都道府県知事の派遣要請に対応することができるよう配慮をする努力義務を課す。一方で、福祉現場では人手不足が恒常化している。ボランティアに派遣することを期待するだけでは、十分なチーム員を確保することは難しい。そこで、DWATチーム員を派遣する施設・事業所への何らかの制度的なインセンティブを付与することが重要である。

災害時であっても、人命や尊厳、人間としての最低限の暮らしは、制度で守らなければならない。本報告書は、災害時の福祉支援の法制度の充実化に向けて、大きな一歩として評価されるであろう。

### 筆者プロフィール

#### 鍵屋 一（かぎやはじめ）

1956年秋田県鹿角市生まれ。早稲田大学法学部卒業。板橋区防災課長、板橋福祉事務所長、福祉部長、危機管理担当部長（兼務）、議会事務局長等を経て2015年3月退職。京都大学博士（情報学）。2015年4月跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授。法政大学大学院・名古屋大学大学院兼任講師。内閣府地域活性化伝道師、（一社）福祉防災コミュニティ協会代表理事、被災者支援のあり方検討会座長、個別避難計画モデル事業アドバイザー・ボード座長など。著書に『図解よくわかる自治体の地域防災・危機管理のしくみ』『ひな型で作る福祉防災計画』など



法令相談室から

# 令和7年を振り返って

全国市長会顧問弁護士

松崎 まつざき

勝 かつ

## 1 はじめに

1 今年も市政に、「法令相談室から」令和7年を振り返って」を書くことになった。

2 令和7年という年は、(1)1月20日のアメリカ合衆国のドナルド・トランプ大統領の就任、(2)10月21日の高市早苗内閣総理大臣の就任があった年であるし、令和4年(2022年)2月24日に始まったロシア・ウクライナ戦争が、ロシアの侵攻開始から3年余も経過したにもかかわらず、終戦(停戦)とはならなかった年であり、「モンロー主義」という用語をもじった「ドンロー主義」という言葉で徴表されるとおり、世界情勢がまさに激変した年である。

3 私は、一介の弁護士であり、政治家

でも歴史家でもないものの、平成元年(1989年)11月のベルリンの壁崩壊により、一部地域での武力紛争は残るものの、大きな戦争など今後は起こり得ないものと思っていたのであるが、その淡い期待が裏切られたことをつくづく思い知らされた年でもある。

4 時代は常に変化しているのであり、人々の価値観もまさに変化するものであるし、様々の価値観を持った人々が共存するのが、まさに健全な民主国家であるが、裁判(司法)の場においても、第1審、第2審、最高裁と判断が分かれるが故に、司法制度が健全に働いているとも考えられるのである。

5 その意味で、本稿において、第1審、第2審、最高裁と判断が分かれた(1)最高裁令和7年4月17日第一小法廷判決

(懲戒免職処分取消等請求事件)と(2)最高裁令和7年6月27日第三小法廷判決(生活保護基準引下げ処分取消等請求事件)を主文(結論)を中心に紹介する次第である。

## 2 最高裁令和7年4月17日第一小法廷判決

### 1 事案の概要について

(1) 原告(控訴人・被上告人)は、京都市の市営バスの運転者として、令和4年当時約29年にわたり勤務していた者である。

(2) 原告は、令和4年2月11日、運賃5人分合計1150円を、千円札1枚と硬貨150円で受取り、硬貨については運賃箱に入れさせたものの、千円札1枚については運賃箱に入れることなくこれを着用した。

(3) 被告（京都市公営企業管理者。被控訴人・上告人）は、令和4年2月18日、当該バスのドライブレコーダーにより原告の上記千円札の着服行為を把握した。

(4) 被告は、上記着服行為の他、原告が令和4年2月11日、12日、16日及び17日にバスの車内において電子たばこを使用し、喫煙類似行為を行っていることも把握した。

(5) 原告は、令和4年2月18日の上司との面接において、右記(4)の喫煙類似行為はこれを認めたものの、右記(3)の着服行為は当初はこれを否認し、上司からの指摘を受けてこれを認めるに至った。

(6) そこで、被告は、令和4年3月2日、原告を懲戒免職処分にしたうえで、退職手当等（約1200万円）の全部を支給とする本件全部支給制限処分をした。

(7) 原告は、被告による①懲戒免職処分、②（退職手当等の）全部支給制限処分の取消しを求めて提訴した。

## 2 京都地裁令和5年7月18日判決 （労働判例1339号19頁）

(1) 主文…

①原告の請求をいずれも棄却する。

②訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 理由…

①懲戒免職処分について

「以上によれば、処分行政庁が行った本件懲戒免職処分について、処分の前提

となった事実関係に誤りがあるということはできず、その判断過程において著しく不合理な点もないから、本件懲戒免職処分が、社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱したものであるということはできない。よって、本件懲戒免職処分は、処分行政庁の裁量権の範囲内にあるものであり、違法とはならない。」

②全部支給制限処分について

「以上によれば、処分行政庁が行った本件不支給処分について、処分の前提となった事実関係に誤りがあるということはず、その判断過程において著しく不合理な点も存しないから、原告が主張するその余の事情（懲戒免職処分による相応の社会的な制裁の存在、退職金の性質）等を考慮しても、なお本件不支給処分が社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱したものであるということはできない。よって、本件不支給処分は、処分行政庁の裁量権の範囲内にあるものであり、違法とならぬ。」

## 3 大阪高裁令和6年2月16日判決 （労働判例1339号14頁）

(1) 主文…

①原判決を次のとおり変更する。

②処分行政庁京都市公営企業管理者交通局長が令和4年3月2日付けで控訴人に

対してなした退職手当を支給しない旨の処分を取り消す。

③控訴人のその余の請求を棄却する。

④訴訟費用（略）

(2) 理由…

①懲戒免職処分について

「以上によれば、控訴人による本件着服行為について処分を軽減すべき特別の事情を認めず、本件喫煙類似行為の存在も併せ考慮して、本件処分指針の原則どおり免職処分とした処分行政庁の判断が、社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱していたものとは認められない。」

②全部支給制限について

「本件不支給処分は、控訴人の業務の性質や公務への影響、控訴人の在職中の功績や退任後の生活に及ぼす影響等退職手当の支給に当たって当然に考慮すべき事項について適切に考慮せず又はその評価を誤ったものと認められ、非違行為の程度及び内容に比して酷に過ぎるものといわざるを得ず、社会観念上著しく妥当性を欠いている。」

## 4 最高裁令和7年4月17日第一小法 廷判決（労働判例1339号5頁）

(1) 主文…

①原判決中上告人敗訴部分を破棄する。

②前項の部分につき、被上告人の控訴を棄却する。

### ③ 訴訟費用(略)

#### (2) 理由…

① 懲戒免職処分について

控訴人の上告なしで確定。

② 全部支給制限処分について

「これらの事情に照らせば、本件着服行為の被害金額が10000円でありその被害弁償が行われていることや、被上告人が約29年にわたり勤務し、その間、一般服務や公金等の取扱いを理由とする懲戒処分を受けたことがないこと等をしんじやくしても、本件全部支給制限処分に係る本件管理者の判断が、社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであることはできない。」

### 5 第1審、第2審、最高裁判決に

#### 対する若干のコメント

(1) 第1審、第2審、最高裁判決を通して読めば明らかであるが、着服額が金10000円であったとしても、懲戒免職処分が適正、妥当であることに問題はない。

(2) しかし、退職手当等の全部支給制限処分については、着服額が10000円に過ぎないのに対し、退職金が約1200万円であることをどう評価するか、まさに裁判所(裁判官)の判断が分かれたのである。

(3) 周知のとおり、退職手当等の性格につ

いては、勤続報償的な側面のみならず、給与の後払い的な側面、生活保障的な側面もあるものであり、そのうち、どの側面を重視するか、裁判官の価値判断の問題なのである。

(4) 懲戒免職処分と退職手当全額支給制限処分との関係については、すでに、最高裁令和5年6月27日第三小法廷判決(民集77巻5号1049頁、岩手県教委事件)が存在するし、また、最高裁令和6年6月27日第一小法廷判決(集民271号129頁、大津事件)が存在するのであり、最高裁は、処分庁の広範な裁量を認める立場に立っており、本件最高裁判決は、過去の判例で採られた処分庁の広範な裁量を認めるとの立場を確認したものと評価出来るのである。

6 なお、上記最高裁令和5年6月27日判決には宇賀克也裁判官の、上記最高裁令和6年6月27日判決には岡正晶裁判官の反対意見が付されていたが、本最高裁令和7年4月17日判決には反対意見が付されていないのであり、判例としては固まったものと評価出来るものなのである。

### 3 最高裁令和7年6月27日

#### 第三小法廷判決

#### 1 事案の概要について

(1) 厚生労働大臣は、平成25年から平成27

年にかけて「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)の中の生活扶助基準の改訂を行い、これを受けて所轄の福祉事務所らは、生活扶助の支給額を変更する旨の保護変更決定をなした。

(2) 原告らは、愛知県内の居住者は名古屋地裁に対し、大阪府内の居住者は大阪地裁に対し、上記生活保護基準引下げ処分の取消しと国家賠償法に基づく損害賠償請求として1万円の支払いを求める訴訟を提起した。

#### 2-1 名古屋地裁令和2年6月25日判決(判例時報2474号3頁)

主文…

① 原告らの請求をいずれも棄却する。

② 訴訟費用は原告の負担とする。

#### 2-2 名古屋高裁令和5年11月30日判決(判例秘書搭載)

主文…

① 原判決を取り消す。

② (略)各控訴人らに対してなした各保護変更決定処分をいずれも取り消す。

③ 被控訴人国は、控訴人(略)らに対し、それぞれ1万円及びこれに対する平成25年8月1日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

④、⑤、⑥(略)

⑦ 訴訟費用(略)

#### 2-3 最高裁令和7年6月27日第三

**小法廷判決(判例秘書搭載)**

主文…

① 原判決主文第1項及び第3項から第5項までのうち、上告人国に関する部分を破棄し、同部分につき、(略)被上告人らの控訴を棄却する。

② 上告人各市の被上告人承継人を除く(略)被上告人らに対する上告を棄却する。

③ 訴訟費用(略)

④ (略)

**3-1 大阪地裁令和3年2月22日判決  
(判例時報2506・2507合併号20頁)**

主文…

① (略)生活保護法25条2項に基づく保護変更決定を取り消す。

② (略)

③ 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

④ 訴訟費用(略)

**3-2 大阪高裁令和5年4月14日判決  
(判例時報2571号14頁)**

主文…

① 1審被告(控訴人)らの控訴に基づき、原判決中、1審被告(控訴人)ら敗訴部分を取り消す。

② 上記部分につき、1審原告(控訴人、被控訴人)及び1審原告(被控訴人)らの請求をいずれも棄却する。

③ 1審原告(控訴人・被控訴人)ら及び1審原告(控訴人)らの控訴をいずれも棄却

する。

④ 訴訟費用(略)

**3-3 最高裁令和7年6月27日第三  
小法廷判決(民集79巻4号1640頁)**

主文…

① 原判決主文第1項及び第2項のうち、上告人X1ら及び上告人X2らに関する部分を破棄し、同部分につき、被上告人各市の控訴を棄却する。

② 上告人X1ら及び上告人X3らの被上告人国に対する各上告を棄却する。

③ 訴訟費用(略)

**4 第1審、第2審、最高裁に対する  
若干のコメント**

(1) 名古屋地裁判決と大阪地裁判決の主文を読みくらべれば明らかとなり、同じく生活保護変更決定に対するものであるものの、地裁段階での結論は全く逆であったものであるし、また名古屋高裁判決と大阪高裁判決の主文を読みくらべれば明らかとなり、高裁段階での結論も全く逆であったものである。

(2) 本件生活保護費をめぐる訴訟は、実定法の規定については、憲法25条、なかんづく生活保護法3条「この法律により保証される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」との規定及び同法8条の規定をめぐる争いであり、「健康で文化的な生活水準」という抽象的な

表現をめぐる争いであり、裁判官の人生観(哲学)、より直截的に表現すれば、行政に対する司法の役割をどう考えるかにより判断が分かれるものである。

(3) 本最高裁判決は、まさに二つに分かれた下級審判決に対し、生活保護変更決定は違法であるとして、法律論としての結論を出したものである。

(4) なお、本最高裁判決は、国家賠償法に基づく損害賠償請求については、宇賀克也裁判官の反対意見が付されているものの、「厚生労働大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とデフレ調整に係る判断をしたと認め得るような事情があったとまでは認められず、他に同大臣が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件改定をしたと認め得るような事情があったというべき根拠は見当たらない。」と判示し、請求が認められない旨を判示しているのである。

**4 おわりに**

1 裁判とは、人である裁判官の判断であり、裁判官の人生観(哲学)により判断が分かれるものである。

2 昨年出された上記3つの最高裁判決は、裁判が人である裁判官による判断であることを如実に物語るものであると私は考えるので紹介する次第である。

# 全国市長会の

# 動き

1月19日～2月13日

全国市長会ホームページ  
(<https://www.mayors.or.jp/>)  
もご参照ください。

## #1 「第34次地方制度調査会第1回総会」に 松井会長が出席

1月19日、「第34次地方制度調査会第1回総会」が開催され、委員の松井会長が出席した。

同総会では、はじめに会長、副会長の選任が行われ、会長に住友林業株式会社代表取締役会長の市川委員が、副会長に慶應義塾大学教授の谷口委員が、それぞれ選任された。

次に、欠席となった高市・内閣総理大臣に代わり、木原・内閣官房長官から「人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。」との諮問が代読され、市川会長に手交された。

続いて、林・総務大臣との懇談が行われ、松井会長から、①国・都道府県・市町村間の役割分担について、基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理を維持しながら、住民に身近な基礎自治体が、今後、いかに持続可能な形で行政サービスを提供していくのか、その在り方を考える視点が重要である、②国・都道府県・市町村にまたがる多くの事務について、「縦軸」として最適な事務配分・執

行方法等役割分担の在り方を、また、「横軸」として地域の特性や事務の性質に応じた実効的な広域連携の在り方を議論いただき、そこにデジタル技術もうまく活用することにより、持続可能な行政サービスの提供体制が構築されることを期待する、③大都市地域における行政体制の在り方については、多様な制度の中から適切な制度を選択できる仕組み、その方策を検討することは大変重要であり、予断を持たず、闊達な議論がなされることを期待する等の発言を行った。

さらに、今後の運営について協議が行われ、専門小委員会を設置して審議を進めること、運営委員会を設置すること等を決定した。

〔行政部〕



**#2** 一般社団法人日本カーシェアリング協会と「災害時における連携協力に関する協定」を締結

1月27日、全国市長会と一般社団法人日本カーシェアリング協会は、災害時における被災者等の移動手段の確保に関し、協定を締結した。

本協定は、被災市等からの要請に基づき、同協会の被災者等に対する自動車の無償貸与事業が適切に実施されるよう、全国市長会と同協会が連携協力に関する事項を定めたもの。

協定調印式では、松井会長及び吉澤・一般社団法人日本カーシェアリング協会代表理事



協定書を手にする松井会長と吉澤・(一社)日本カーシェアリング協会代表理事

による協定書への署名の後、両代表によるあいさつがあり、松井会長からは、被災者等の移動手段の確保により生活再建に取り組めるようになるため、被災地の市区長にとって、地域全体の迅速な復旧・復興のための具体的な手段となると、本協定の意義等を述べた。

〔行政部〕

**#3** 理事・評議員合同会議を開催

1月28日、理事・評議員合同会議を日本都市センター会館において開催した。

松井会長から開会あいさつの後、原・総務事務次官から「持続可能な地方行財政のあり



開会あいさつを行う松井会長

方」と題した講演が行われた。

次いで、諸会議の開催状況等について報告を行った後、「令和8年度全国市長会収支予算(案)等」、「第96回全国市長会議(通常総会)開催要領(案)」について協議を行い、これらを原案のとおり決定した。

〔企画調整室〕



講演を行う原・総務事務次官